



ひょうごの 地域福祉の現況

(令和6年度版)



発行:兵庫県社会福祉協議会

目 次

❖ 「ひょうごの地域福祉の現況—令和 6 年度版—」の作成にあたって	2
❖ 社協の性格・活動原則、社協活動指針（概要）	4
❖ 社協活動の現況・課題・今後の方向性	
1. 計画活動	8
2. 包括的な支援体制の構築	11
3. 小地域福祉活動の推進	12
4. ボランティア・市民活動の推進	15
5. 福祉学習	16
6. 当事者組織（化）支援	17
7. 重層的なネットワーク	18
8. 社会福祉法人連絡協議会	19
9. 相談活動	20
10. 権利擁護活動の推進	20
11. 生活困窮者支援	23
12. 在宅福祉サービス	25
13. 広報活動	27
14. 政策提言	27
15. 災害対策	28
16. 組織基盤強化	28
17. 財務状況	32
❖ 各種一覧表	
福祉関係指標	36
1. 地域福祉に関する計画策定	38
2. 包括的な支援体制の構築に向けた取組状況	40
3. 小地域福祉活動の推進	42
4. ボランティア活動・ボランティアセンターの状況	44
5. 福祉学習の実施状況	45
6. 当事者支援活動の実施状況	48
7. 重層的なネットワークの状況、 8. 社会福祉法人連絡協議会の状況	50
9. 相談活動の実施状況	51
10. 社協が有する権利擁護機能	53
11. 生活困窮者支援活動の実施状況	57
12. 在宅福祉サービスの実施状況	59
13. 広報活動の実施状況、 14. 政策提言活動の実施状況	61
15. 災害対策	62
16. 組織基盤強化に向けた取組状況	63
17. 社協職員設置状況	64

「ひょうごの地域福祉の現況－令和 6 年度版－」の作成にあたって

趣旨・目的

「ひょうごの地域福祉の現況」調査は、県内の地域福祉に関する指標や、「地域共生社会の実現に向けた社協活動指針」（平成 30 年度）に掲げた社協活動の現状と傾向、社協の組織・財政状況を把握し、市町社協との共有を通じて、さらなる推進を図ることを目的として実施しました。

この資料は、調査結果を基に、同社協活動指針等を踏まえ分析を行ったものであり、社協活動を点検・総括し、さらなる地域福祉推進の発展と社協の基盤強化に活かすために作成しました。

調査対象

県内市町社会福祉協議会（29 市 12 町）

※ただし、政令指定都市である神戸市関係のデータは一覧表にのみ掲載し、分析等については除いています。したがって原則、母数については、特に記載のない限り 40 とします。

調査時期

令和 6 年 10 月

調査の種類

令和 6 年度「ひょうごの地域福祉の現況」調査票

※調査項目の詳細は別表を参照。

※「災害対策」については、「令和 6 年度災害救援マニュアル策定・改訂状況等の調査」（ひょうごボランティアプラザ実施）の結果を活用。

行政統計等

「ひょうごの地域福祉の現況」調査以外の統計データは、以下の行政統計等に基づき掲載しています。

項 目	基準日	統計資料
人口、世帯数、面積	令和 6 年 4 月 1 日	兵庫県推計人口
可住地面積	令和 2 年 10 月 1 日	国勢調査
高齢者数、高齢化率	令和 6 年 2 月 1 日	兵庫県厚生統計
要介護認定者数	令和 6 年 1 月 31 日	
一人暮らし高齢者	令和 2 年 10 月 1 日	国勢調査
生産年齢人口・年少人口（15 歳未満人口）		
合計特殊出生率		
生活保護受給世帯、保護率（受給人員対人口）	令和 6 年 4 月 30 日	兵庫県地域福祉課・各県民局調べ
各種障害手帳所持者数	令和 6 年 3 月 31 日	兵庫県障害福祉課調べ
民生委員・児童委員数、主任児童委員数	令和 6 年 4 月 1 日	兵庫県民生委員児童委員連合会

別表 調査項目（詳細）

区分	大項目	主な調査項目（詳細）
(1) 社協の活動・事業に関する事項	①地域福祉に関する計画の策定	● 地域福祉推進計画の策定状況 ● 市町行政の地域福祉計画の策定状況 ● 小地域福祉計画の策定状況 等
	②包括的な支援体制の構築	● 重層的支援体制整備事業の実施状況 ● 同事業への移行準備事業の実施状況 ● 行政と社協の協議状況
	③小地域福祉活動の推進	● 小地域福祉推進組織の設置状況 ● 福祉委員の設置・活動状況 ● コミュニティ組織の設置等状況 ● 小地域福祉活動の実施状況 等
	④ボランティア・市民活動の推進	● ボランティア活動者・グループの登録・把握数 ● ボランティア活動の調整件数 ● ボランティアセンターの状況
	⑤福祉学習の推進	● 学校に対する福祉学習の実施状況 ● 住民に対する福祉学習の実施状況 ● 福祉学習に関する成果物や新たなプログラム
	⑥当事者組織化支援活動の推進	● 社協が支援する当事者組織 ● 当事者・当事者組織への支援内容
	⑦ネットワーク化活動の推進	● 重層的なネットワークの状況 ● 社会福祉法人連絡協議会の状況 ● 地域の事業者を含めた見守りネットワークの状況
	⑧相談活動・権利擁護活動の推進	● 社協の相談活動の実施状況 ● 社協が担う権利擁護支援機能の有無 ● 日常生活自立支援事業を通じた支援
	⑨生活困窮者支援活動の推進	● 生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議への参画状況 ● 制度外的生活困窮者支援活動の実施状況
	⑩在宅福祉サービス	● 介護保険サービスの実施状況 ● 障害福祉サービスの実施状況 ● その他の在宅福祉サービスの実施状況
	⑪広報活動の推進	● 社協機関紙の発行状況 ● その他の情報紙の発行状況
	⑫政策提言活動の推進	● 行政に対する政策提言活動の実施状況 ● 政策提言内容の検討方法、提言の方法
(2) 社協の組織基盤・財務状況に関する事項	①組織基盤状況	● 評議員・理事・監事の人数 ● 評議員会・理事会・監事監査の開催状況 ● 社協会員制度の状況 ● 社協の組織基盤強化の取り組み状況 ● 職員人数
	②財務状況	● 令和5年度事業活動計算書 収益・費用内訳（サービス活動増減の部のみ）

兵庫県社協が定める社協の性格・活動原則

社協の性格

社会福祉協議会は、地域住民を基盤とし、住民の自己決定・通常生活の継続・総合的視点の尊重などの基本理念にもとづく地域福祉の実現をめざす、公共的性格を有する地域福祉推進の中核的民間組織である。

社会福祉協議会は、地域住民・当事者のニーズに依拠した活動をすすめるとともに、保健・医療・福祉その他公私関連領域との連携を図る。また、必要に応じて在宅福祉サービス等事業の企画、実施に努める。

社協活動の6つの原則

社会福祉協議会は地域福祉の実現をめざし、次の6つの原則にもとづいて活動をすすめる。

①ノーマライゼーションの原則

社協は、すべての住民の社会、経済、文化等のあらゆる分野での社会参加と通常生活を保障することを目指す。また、社協はその組織運営及び活動においてもその実現を目指す。

②住民ニーズ基本の原則

社協は、住民の福祉課題の把握に努め、その課題解決のための諸活動を計画し実施する。

③自己決定の原則

社協は、住民が自分の生き方や物事を自身で決める権利を持ち、その誠実な決定及び選択をすることを尊重するとともに、社協組織の運営やその諸活動に主体的に決定するよう援助する。

④継続性の原則

社協は、住民の福祉課題を解決するにあたって、これまでの生活の継続を保障する活動を推進する。

⑤総合性の原則

社協は、生活者の立場にたって、公私の社会福祉、保健・医療、教育、労働等の関連分野の関係者と連携を深め、地域福祉の総合的な企画・推進を図る。

⑥民間性の原則

社協は、社会福祉の公共性を尊重し、かつ地域福祉を推進する中核的民間組織として、住民の参加を基盤とする創造性・先駆性・柔軟性・開拓性を発揮する。

兵庫県が目指す「地域共生社会」とは

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、すべての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊重し合い、支え合う社会

「地域共生社会」の6つの要素

1. 尊厳が重んじられること
2. 多様なつながりがあること
3. 誰もが包み込まれること
4. みんなが参加・参画し、力をあわせること
5. 参加・参画を通じて、あらゆる人が“自分らしさ”を発揮できること
6. 私たちの暮らしの場である地域を基盤にすること

推進方策1 まちづくり施策と連動した小地域福祉活動の推進ー福祉からの資源・経済循環と安心創造へー

- 活動推進項目1 住民自治組織と連携した小地域福祉推進組織の支援
- 活動推進項目2 「共生のまちづくり」を進める地域住民の主体形成
- 活動推進項目3 「共生のまちづくり」を持続・発展する小地域福祉計画づくりの支援
- 活動推進項目4 「共生のまちづくり」を支援するコミュニティワークの体制強化

推進方策3 「当事者・地域住民・専門職の相互エンパワメント」による包括的な相談支援体制の構築

- 活動推進項目1 社協内の包括的な相談支援体制づくりー「丸ごと」受け止める社協組織づくりー
- 活動推進項目2 生活困窮者自立支援によるセーフティネット機能の強化
- 活動推進項目3 社会福祉法人間連携によるセーフティネットの体制づくり
- 活動推進項目4 包括的な相談支援体制と権利擁護支援体制の整備

推進方策2 官民協働による地域福祉ネットワークの形成ー共生のまちづくり促進とセーフティネットの重層化ー

- 活動推進項目1 重層的な圏域（エリア）の設計とネットワークづくりの支援
- 活動推進項目2 地域福祉を進める福祉専門職の育成
- 活動推進項目3 社会資源をつくる・生かす多様な主体のネットワークづくり

推進方策4 地域福祉（推進）計画に基づく地域福祉マネジメントの強化

- 活動推進項目1 推進方策の内容を反映した地域福祉推進計画の策定と評価・改善
- 活動推進項目2 地域福祉推進計画と連動させた地域福祉計画策定への働きかけ

包括的な支援体制と住民自治の地域力強化

社協活動の現況・課題・今後の方向性

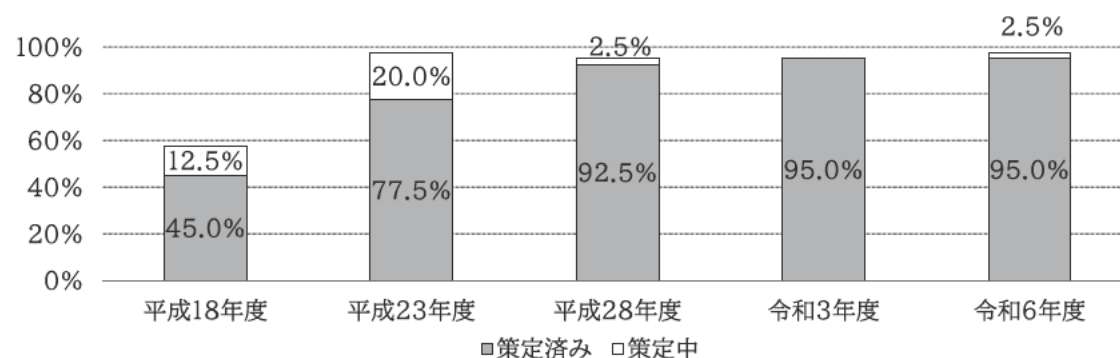
社協活動の現況・課題・今後の方向性

1. 計画活動

(1) 地域福祉推進計画

・社協による地域福祉推進計画の策定状況は、図表 1-1 のとおりで、進行中の計画がある社協が 38 市町（95.0％）である。計画期間が終了している社協も策定中や今後策定を予定していることから、すべての社協で何らかの計画活動を行っている。近年、地域福祉推進計画の策定率は高い水準で推移しており、社協の計画活動が定着していることを示している。

<図表 1-1> 地域福祉推進計画の策定率の推移



- ・地域福祉推進計画を策定している社協のうち、36 市町（94.7％・母数 38）で策定委員会を設け、住民・当事者の参画を得て策定を行っている。また、図表 1-2 のように住民・当事者の参画の工夫が行われている。
- ・計画策定においては、住民や当事者の意見やニーズを把握するための調査や場づくり、仕組みづくりを行い、計画に反映することが重要である。策定委員として参画するほか、ヒアリングや座談会などの様々な方法で、より幅広くニーズや意向を把握することが必要である。

<図表 1-2> 地域福祉推進計画への住民、当事者の参画の工夫

取組内容(複数回答可)	令和 5 年度(母数 39)	令和 6 年度(母数 38)
住民・当事者へのアンケートの実施	23 市町(59.0%)	19 市町(50.0%)
策定委員の一般公募	4 市町(10.3%)	6 市町(15.8%)
座談会やワークショップの実施	15 市町(38.5%)	16 市町(42.1%)
地縁団体や当事者団体などへのヒアリング	25 市町(64.1%)	22 市町(57.9%)
パブリックコメントの実施	6 市町(15.4%)	6 市町(15.8%)

- ・さらに計画策定の際、具体的な内容を検討するために作業部会を設置しているのは 28 市町（73.7％・母数 38）と前年度から 2 市町増加した。作業部会において、職員が部局横断で検討を重ねたり、策定委員の参画により、委員の選出分野に応じた具体的な課題共有や取り組みを検討したりする過程を通じて、計画策定への参画度合いや、策定後の実行性や協働性をより高める効果が期待できる。そのため、計画策定にあたっては、積極的に作業部会の設置を検討する必要がある。
- ・計画の進行管理については、図表 1-3 のとおりとなっており、前年度と同様 36 市町（94.7％・母数 38）で何らかの点検・評価活動を行っている。また、前年度に比べて「評価委員会による年度ごとの点検・評価」の割

合が増加している。

- ・計画を実質的に推進するためには評価が重要となる。事務局や役員などに加え、策定委員を含む幅広い関係者の参画により、計画の評価と改善を進める必要がある。また、役職員が具体的な事業の地域福祉推進計画での位置づけを共通認識できるよう、単年度の事業計画を地域福祉推進計画に関連づける必要がある。

<図表 1-3> 地域福祉推進計画の進行管理

取組内容(複数回答可)	令和 5 年度(母数 39)	令和 6 年度(母数 38)
評価委員会による年度ごとの点検・評価	16 市町(41.0%)	17 市町(44.7%)
理事会での年度ごとの点検・評価	22 市町(56.4%)	21 市町(55.3%)
事務局内での年度ごとの点検・評価	31 市町(79.5%)	31 市町(81.6%)
その他	6 市町(15.4%)	7 市町(18.4%)

【その他の主な内容】

- ・評価委員会による中間年度の点検・評価(相生市、神河町)
 - ・評議員会での年度ごとの点検・評価(赤穂市)
 - ・「地域福祉協働推進ネットワーク(策定委員を中心に派生する組織体との協働点検)」を実施(三田市)
 - ・毎月の事務局内会議での進捗状況の確認(三田市、多可町)
 - ・社会福祉法人連絡協議会・三者連絡会での点検・評価(佐用町) 等
- ・本会が『「地域共生社会」の実現に向けた社協活動指針』で提起した事項について、地域福祉推進計画への位置づけの有無については、図表 1-4 のとおりとなっており、「日常生活圏域への地域担当職員の配置」や「生活困窮者支援」の増加をはじめ、多くの項目で増加傾向にある。今後、すべての市町社協において現行の地域福祉推進計画を改定または策定する際は、これらの重要項目が盛り込まれているかを点検することが大切である。

<図表 1-4> 地域福祉推進計画への社協活動指針の重要項目の位置づけ

取組内容(複数回答可)	令和 5 年度(母数 39)	令和 6 年度(母数 38)
小地域福祉活動の推進	38 市町(97.4%)	38 市町(100%)
小地域福祉推進組織の設置	22 市町(56.4%)	24 市町(63.2%)
小地域福祉計画の策定	10 市町(25.6%)	12 市町(31.6%)
日常生活圏域への地域担当職員の配置	27 市町(69.2%)	31 市町(81.6%)
地域福祉ネットワーク	31 市町(79.5%)	32 市町(84.2%)
生活困窮者支援	27 市町(69.2%)	32 市町(84.2%)
施設利用者の地域参加の支援	7 市町(17.9%)	8 市町(21.1%)
権利擁護支援体制	25 市町(64.1%)	26 市町(68.4%)

(2)地域福祉計画

- ・社会福祉法に基づいて行政が策定する地域福祉計画は、35 市町(87.5%)で策定済みで、前年度から 1 町増加した。未策定は 5 町(12.5%)となり、町部での策定が進んでいない状況が続いている。
- ・住民・当事者からの参画の工夫としては、図表 1-5 のとおりである。社協の策定する地域福祉推進計画と比較して、アンケートの実施、策定委員の一般公募、パブリックコメントを実施する割合が高い。

<図表 1-5> 地域福祉計画への住民、当事者の参画の工夫

取組内容(複数回答可)	令和 5 年度(母数 34)	令和 6 年度(母数 35)
住民・当事者へのアンケートの実施	29 市町(85.3%)	31 市町(88.6%)
策定委員の一般公募	25 市町(73.5%)	27 市町(77.1%)
座談会やワークショップの実施	10 市町(29.4%)	11 市町(31.4%)
地縁団体や当事者団体などへのヒアリング	17 市町(50.0%)	19 市町(54.3%)
パブリックコメントの実施	32 市町(94.1%)	35 市町(100%)

- ・地域福祉計画への重要項目の位置づけとしては、「包括的支援体制の整備」が 32 市町(91.4%・母数 35)、「権利擁護支援体制」が 25 市町(71.4%・母数 35)、「日常生活圏域への地域担当職員の配置」が 18 市町(51.4%・母数 35)で位置づけられている。
- ・地域福祉計画を策定済みの市町において、社協は「策定委員としての参画」が 32 市町(91.4%・母数 35)、「作業委員としての参画」が 10 市町(28.6%・母数 35)、「調査の実施・協力」が 19 市町(54.3%・母数 35)といった方法で関わっている。
- ・地域福祉推進計画と地域福祉計画との関係については、図表 1-6 のとおりで、両計画の推進期間が同じ割合が増え、両計画の理念などを共有している割合が高い。その他、「両計画の策定委員(または職員)が相互に参画している」(伊丹市・宝塚市・三田市・加西市・姫路市)、「計画における位置づけの図などを同様にするなど、両計画が連動し、大きな乖離がないようにしている」(三田市)、「地域福祉推進計画の内容を地域福祉計画に反映させるため、地域福祉推進計画を先行して策定している」(養父市・朝来市)、「地域福祉計画の中間評価に合わせて、次期地域福祉推進計画を策定し、両計画の相互補完を図る」(佐用町)等といった例が見られた。

<図表 1-6> 地域福祉推進計画と地域福祉計画との関係

取組内容(複数回答可)	令和 5 年度(母数 34)	令和 6 年度(母数 35)
両計画の推進期間が同じ	18 市町(52.9%)	20 市町(57.1%)
両計画の理念などを共有	30 市町(88.2%)	29 市町(82.9%)
合同委員会などで策定・進捗管理	5 市町(14.7%)	5 市町(14.3%)
成果物(計画書)を一体的に作成している	3 市町(8.8%)	3 市町(8.6%)

- ・社会福祉法では地域福祉計画について、①策定の努力義務、②社会福祉の分野別計画の上位計画、③包括的な支援体制の整備の位置付け、④評価の努力義務化、が規定されている。未策定の市町においては、社協が民間の立場から策定を働きかける必要があり、策定済みの市町においては、行政内の社会福祉の各担当課において内容理解されているか確認しておくことが重要である。
- ・また、地域福祉推進計画の主な役割には、民間としての行動計画に加え、行政への提言がある。地域の生活・福祉課題を踏まえて地域福祉計画に盛り込むべきことを提案し、他の分野の行政計画との連携を求めることも、社協の重要な役割である。

(3)小地域福祉計画

- ・小地域福祉計画が策定されている市町は、図表 1-7 のとおりで前年度から「全地域で策定」は 1 市、「一部の地域で策定」は 2 市増加した。策定されている市町のうち、9 市町でまちづくり計画を小地域福祉計画として

位置づけている。

- ・生活・福祉課題が広がる中、小地域福祉計画は、幅広い関係者とともに、中長期をかけて共生のまちづくりを持続的・発展的に進めるという意義を持つ。小地域福祉推進組織の役員や地域リーダーと、小地域福祉計画策定について協議・学習する場を設けるなど、行政のまちづくり関係部局などとも協議しながら計画づくりを推進する必要がある。

<図表 1-7> 小地域福祉計画の策定自治体 ※下線部はまちづくり計画として策定

	市町数	市町名
全地域で策定	3 市町 (7.5 %)	<u>宝塚市</u> 、 <u>川西市</u> 、 <u>朝来市</u>
一部の地域で策定	11 市町 (27.5 %)	西宮市、 <u>伊丹市</u> 、三田市、明石市、 <u>三木市</u> 、 <u>加西市</u> 、姫路市、 <u>豊岡市</u> 、 <u>養父市</u> 、 <u>新温泉町</u> 、 <u>丹波市</u>

2. 包括的な支援体制の構築

- ・重層的支援体制整備事業及び移行準備事業の実施状況(予定含む)は、図表 2-1 及び図表 2-2 のとおりとなっている。
- ・令和 6 年度の実施状況は、重層的支援体制整備事業が 8 市町(20.0%)、移行準備事業(予定)が 11 市町(27.5%)となっている。なお、重層的支援体制整備事業の実施市町では、すべての社協が地域づくり事業(既存事業のうち生活支援体制整備事業)を受託している。

<図表 2-1> 重層的支援体制整備事業の実施状況

	実施市町
令和 4 年度開始	尼崎市、芦屋市、加東市、姫路市
令和 5 年度開始	伊丹市、明石市
令和 6 年度開始	川西市、養父市
令和 7 年度開始(予定)	西宮市、西脇市、高砂市、小野市、三田市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、たつの市
令和 8 年度開始(予定)	三木市、朝来市

<図表 2-2> 移行準備事業の実施状況

	実施市町
令和 6 年度(予定)	西宮市、西脇市、高砂市、小野市、三田市、丹波篠山市、丹波市、朝来市、宍粟市、太子町、上郡町

※図表 2-1 及び図表 2-2 の実施状況の予定は、兵庫県福祉部地域福祉課による意向調査(令和 6 年度実施)の結果を基に作成。

- ・包括的な支援体制の構築に向けた行政と社協との協議は 30 市町(75.0%)で行われ、前年度より 4 市町増加した。主な内容としては、「制度の勉強会」が 20 市町(66.7%・母数 30)、「行政と社協の役割分担」が 15 市町(50.0%・母数 30)、「地域福祉計画への反映」が 8 市町(26.7%・母数 30)となっている。
- ・また、社協内の包括的な相談支援体制づくりに向けた取り組みとしては、「職種を超えた定例のケース検討の

実施」が 22 市町(55.0%)と微減したが、「困難事例のバックアップ体制づくり」は 27 市町(67.5%)と増加し、いずれかに取り組んでいる社協は 8 割を超える結果となった。なお、「職種を超えた定例のケース検討」の検討メンバーは図表 2-3 のとおりとなっている。

<図表 2-3> 職種を超えた定例のケース検討のメンバー

職種(または担当業務)	令和 5 年度(母数 24)	令和 6 年度(母数 22)
①日常生活自立支援事業	17 市町(70.8%)	18 市町(81.8%)
②生活福祉資金貸付事業	12 市町(50.0%)	15 市町(63.2%)
③生活困窮者支援自立支援事業	13 市町(54.2%)	17 市町(77.3%)
④地域包括支援センター	10 市町(41.7%)	12 市町(54.5%)
⑤介護支援専門員	15 市町(62.5%)	12 市町(54.5%)
⑥障害者相談支援事業	12 市町(50.0%)	12 市町(54.5%)
⑦介護保険・障害福祉サービス担当職員	10 市町(41.7%)	11 市町(50.0%)
⑧福祉活動専門員・コミュニティワーカー	16 市町(66.7%)	12 市町(54.5%)
⑨生活支援コーディネーター	20 市町(83.3%)	17 市町(77.3%)
⑩その他	5 市町(20.8%)	2 市町(3.1%)

※「その他」内容:ボランティアコーディネーター、ふれあい訪問員

- ・包括的な支援体制の構築は、重層的支援体制整備事業の実施の有無にかかわらず、今後の地域福祉の中核的な取り組みとなることから、社協としては、住民・当事者が主役の地域づくりをこれまで地域で積み上げてきた蓄積のもとに体制整備へといかにしていくことが重要である。
- ・体制づくりのファーストステップとしては、自治体との協議の場を持ち、地域の生活・福祉課題や地域の様々な活動・資源の共有や体制整備に向けた役割分担などのすり合わせを行うこととなる。その際には、自治体の庁内連携の仕組みづくりや地域福祉計画への位置づけが、地域の実情に応じた制度設計、体制づくりのために必須となることから、働きかける必要がある。
- ・あわせて、支援体制は一朝一夕に完成するものではないことから、継続して働きかけるとともに、話し合いによる共通理解を重ねていくプロセスを大事にしながら、体制づくりを進めていくことが重要である。
- ・社協においても、組織内連携によって内部の包括的な相談支援体制をつくっていくことが求められる。そのためには、社協のあらゆる事業を通してニーズを受け止め、職場内で一緒に考えることができる雰囲気や方策、具体的には、担当事業・部局、職種を超えたケース検討や、チームリーダーやチームメンバー間のスーパービジョンなどに取り組みながら、組織内連携を進めていく必要がある。

3. 小地域福祉活動の推進

(1) 小地域福祉推進組織・福祉委員の設置

- ・地区社協や校区福祉委員会、まちづくり協議会福祉部など、小地域福祉推進組織が設置されているのは前年度と同じ 33 市町(82.5%)となった。設置圏域は、図表 3-1 のとおりである。小地域福祉推進組織は住民の福祉活動を継続的かつ組織的に支える基盤であり、すべての市町において設置が望まれる。

<図表 3-1>小地域福祉推進組織の設置状況

市町数	設置圏域(母数 33)		
	自治会・集落 (連合自治会含む)	小学校区 (旧小学校区含む)	その他 (中学校区、旧村等)
33 市町(82.5%)	16 市町(48.5%)	15 市町(45.5%)	2 市町(6.1%)
市部	11 市	13 市	2 市
町部	5 町	2 町	—

※組織が重層的に設置されている場合、最も小さいエリアの組織でカウント。(巻末の設置圏域の合計と異なる)

※市町内の一部の地域で設置されている場合もカウント。

- ・最も小さい圏域に設置されている小地域福祉推進組織の構成員の割合は、図表 3-2 のとおりで、「民生委員・児童委員」「自治会・町内会」「老人会・老人クラブ」「ボランティア・NPO」「福祉(推進)委員」は、半数以上の組織で構成員となっている。また、福祉専門職の割合が増えている。引き続き、福祉専門職や当事者など、多様な主体が参画できるよう、地域内の各種団体や個人に働きかける必要がある。

<図表 3-2>小地域福祉推進組織の構成員の内訳(母数 33) ※単位:市町 (複数回答可)

民生委員 ・児童委員	自治会 ・町内会	老人会・老人 クラブ	ボランティア・ NPO	福祉(推進) 委員	婦人会
30(90.9%)	31(93.9%)	25(75.8%)	21(63.6%)	22(66.7%)	12(36.4%)
福祉専門職	当事者	愛育班員	その他		
12(36.4%)	6(18.2%)	1(3.0%)	17(51.5%)		

※組織が重層的に設置されている場合の構成員の算出は、図表 3-1 と同様、最も小さい設置圏域の組織でカウント。また、最も小さい設置圏域にも複数の組織がある場合は、構成員が最も多い組織でカウント。

※「その他」の例:民生・児童協力委員、子ども会、まち協、PTA、小中学校、事業所・商店、消防等

- ・小地域福祉活動の担い手として社協などが委嘱した福祉委員が設置されているのは前年度と同様 26 市町(65.0%)である。設置単位は、「自治会・集落」が 21 市町(80.8%・母数 26)となっており、住民の身近な圏域で設置されている。小地域福祉活動のいっそうの推進に向けて、福祉委員とともに、自治会、民生委員・児童委員等、多様な主体と連携・協働ができるよう働きかける必要がある。
- ・まちづくり協議会(行政が主導して小・中学校区や公民館単位で組織化されているコミュニティ組織)は、前年度から増加し 32 市町(80.0%)で設置されている。そのうち 22 市町(68.8%・母数 32)で小学校区域(旧小学校区、概ね小学校区を含む)での設置が行われている。また、福祉部会が設置されているのは、一部の組織での設置を含めて 22 市町(68.8%・母数 32)となっている。
- ・コミュニティ組織と小地域福祉活動との連携に向けた社協の働きかけとしては、「行政部局と協議している」社協が 15 市町(46.9%・母数 32)、「コミュニティ組織と協議している」社協が 20 市町(62.5%・母数 32)と前年度から増加している。また、「行政に支援策を働きかけている」社協は、8 市町(25.0%・母数 32)となっている。
- ・まちづくり協議会や生活支援体制整備事業による「協議体」の設置が進められているが、これらと小地域福祉推進組織のメンバーや活動、役割と重なる部分がある。まちづくり施策に小地域福祉活動の支援策(活動拠点や財源確保等)を位置づける等の働きかけを通じて、少数者の課題を含めた福祉コミュニティ形成を進め

ながら、まちづくりと地域福祉の接点を広げていくことが大切である。そのためには、住民自治組織と小地域福祉推進組織との関係と連携方法について、地域組織や行政と協議することが重要である。

(2)小地域福祉活動の実施状況

・ふれあいいきいきサロン※は全ての市町で実施され、4,418 か所であった。前年度と比べ 17 市町(42.5%)で増加しており、14 市町(35.0%)で減少しているものの、全体として 75 か所増加した。

※身近な地域で住民が交流し、つながりをつくる集いの場や居場所のことで、運営も住民が行う。高齢者を対象としたものと認識されることも多いが、ここでは子育てサロンや、多世代・障害者など様々な住民を対象とした集いの場を含む。

・その他の小地域福祉活動の実施状況は、図表 3-3 のとおりである。実施率の高い「見守り・声かけ」に加えて、生活上の支え合い(「家事援助」「外出支援」)などの個別・訪問型の活動が強化される傾向にある。また、子ども食堂の実施率が大きく伸びている。

<図表 3-3>小地域福祉活動の実施状況(サロン以外)

内容	令和 5 年度	令和 6 年度
見守り・声かけ	36 市町(90.0%)	37 市町(92.5%)
家事援助	24 市町(60.0%)	27 市町(67.5%)
外出支援	20 市町(50.0%)	22 市町(55.0%)
給食・配食	19 市町(47.5%)	18 市町(45.0%)
子ども食堂	20 市町(50.0%)	29 市町(72.5%)
座談会・学習会	29 市町(72.5%)	30 市町(75.0%)
福祉・防災マップづくり	24 市町(60.0%)	26 市町(65.0%)
その他	13 市町(32.5%)	14 市町(35.0%)

※「その他」の主な内容:学習支援や子どもの預かり、住民による相談事業や地区ボランティアセンターの設置、世代間交流や地域食堂など

・コロナ禍において自粛傾向にあったふれあいいきいきサロンなどの交流・参集型の活動は、令和 5 年度を底に増加に転じた。社協には引き続き、活動再開のきっかけづくりとともに、住民への丁寧なアプローチが求められている。

・近年、大幅な増加をみせている子ども食堂は、当初は子どもの貧困支援・食支援として取り組まれていたが、現在は子どもの交流支援・居場所づくりの意味合いの方が強くなっている。ふれあいいきいきサロンにも食事提供型のところは以前からあったが、最近では対象を子どもだけに限定しない「地域食堂」も広まってきている。社会的孤立を防ぐため、また予防的福祉の観点から、交流の場や居場所が地域の中で多様に豊かに存在することが望ましい。

・その上で、日常生活や活動から感じる生活上の課題について、小地域での協議の場を働きかけていくことが重要となる。これに関し、7 割を超える市町で、「住民座談会・学習会」が実施されている。座談会などの協議の場は、社協の計画活動や地域福祉マネジメントの観点から言えば、地域福祉の推進状況の点検の場でもある。

・また、「福祉・防災マップづくり」も 6 割以上の市町で取り組まれている。災害は地域住民に共通する関心の高いテーマであるため、幅広い世代が参加しやすい特徴がある。マップづくりを通じて地域の現状や避難行動要支援者について話し合うことから、協議の場として働きかけやすい面がある。

・社会的な孤立や生活・福祉課題が深刻化する中、小地域福祉活動の推進を通して地域のエンパワメントを推進することは、社協の最重要課題である。これを、協議の場・重層的なネットワークを意識しながらすすめるためにも、生活支援体制整備事業やまちづくり施策等と連携した小地域福祉活動の推進を地域福祉推進計画に位置づけ、それぞれの地域の実情に合った支援を進めていくことが求められる。

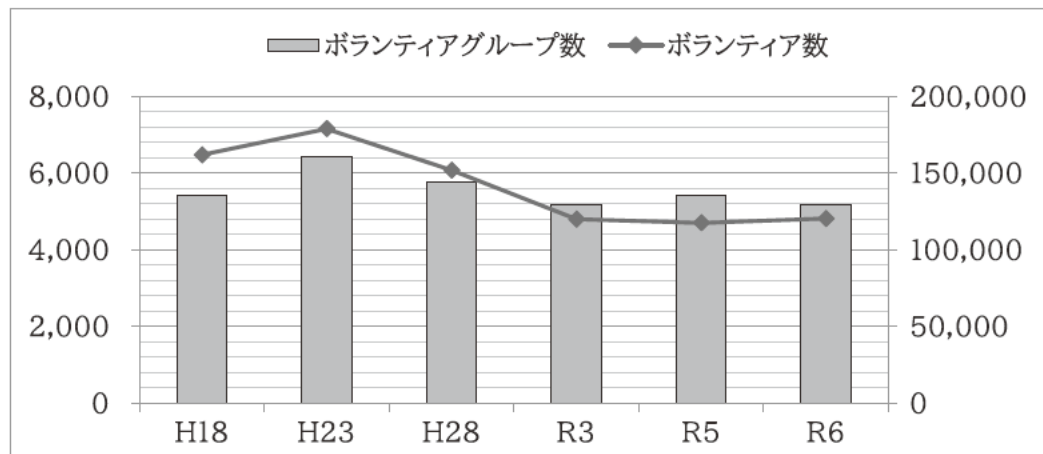
4. ボランティア・市民活動の推進

- ・市町社協で登録・把握されているボランティアグループ数・人数は、図表 4-1 のとおりである。また、図表 4-2 のとおり、ボランティアグループ数・人数は減少傾向にあったが、近年は横ばいである。
- ・ボランティアセンターの運営委員会を実施する社協は 21 社協(52.5%)であり、運営委員数は平均 12.2 名、運営委員会の開催回数は平均 3 回である。

<図表 4-1> 市町社協で登録・把握されているボランティアグループ数・人数

年度	令和 5 年度		令和 6 年度	
	ボランティアグループ数	ボランティア人数	ボランティアグループ数	ボランティア人数
合 計	5,429 グループ	117,553 人	5,167 グループ	120,267 人
うち登録数	3,277 グループ	60,780 人	2,861 グループ	49,588 人
うち把握数	2,152 グループ	56,773 人	2,307 グループ	70,679 人

<図表 4-2> ボランティアグループ・ボランティア数の推移



- ・既存のボランティアグループは活動者の高齢化などにより活動の担い手不足に悩む声があるが、一方で、地域で活動したいと望む人は多く、地区担当や生活支援コーディネーターなどが把握する活動者は少なくない。引き続き、あらゆる社協活動・事業を通じて、地域福祉人材の発見と主体形成を行っていくことが期待される。
- ・さらに、地域における生活課題への対応は、福祉分野だけでなく、多様な活動分野と連携・協働し、幅広い住民層へ働きかけていくことが必要となる。社協のボランティアセンターには、そのためのコーディネートや、ネットワークづくりが求められる。

5. 福祉学習

- ・学校で取り組まれている福祉学習の内容は、図表 5-1 のとおり。子どもの振り返りに取り組む社協は 35 市町(87.5%)と増加しており、参加者の気付きを促すプログラムが実施されている。
- ・福祉学習の取り組みに関する情報交換・協議の場は 24 市町(60.0%)で設置されており、そのすべての場に社協が参画している。
- ・情報交換・協議の場には、学校関係者が 22 市町(91.7%・母数 24)で最も多く参加しており、次いで教育委員会が 9 市町(37.5%・母数 24)であった。ボランティアは 7 市町(29.1%・母数 24)、当事者組織は 5 市町(20.8%・母数 24)となっている。その場で話し合われる内容は、社協からの情報提供が 23 市町(95.8%・母数 24)で最も多く、次いで事例などの情報交換が 17 市町(70.8%・母数 24)、福祉学習推進に関する検討や研究が 11 市町(45.8%・母数 24)であった。

<図表 5-1> 学校で取り組まれている福祉学習の内容(実施市町数・実績)

取組内容(複数回答可)	令和 4 年度	令和 5 年度
事前学習	32 市町(80.0%)	35 市町(87.5%)
体験学習	40 市町(100.0%)	40 市町(100.0%)
当事者との意見交換・交流	35 市町(87.5%)	35 市町(87.5%)
子どもの振り返り	29 市町(72.5%)	35 市町(87.5%)
企画者同士の振り返り	14 市町(35.0%)	16 市町(40.0%)

- ・住民に対する福祉学習の内容は、図表 5-2 のとおりとなっている。新たな取り組みとして、防災をテーマにした研修会の開催、当事者の声を聞く機会、学習の振り返りも含めた地域でのカフェ運営と回答する社協もあり、コロナによる行動制限も緩和され、活動が活発になってきた。

<図表 5-2> 住民に対する福祉学習の内容(実施市町数・実績)

取組内容(複数回答可)	令和 4 年度	令和 5 年度
研修会・体験会の実施	34 市町(85.0%)	38 市町(95.0%)
うち、サマーボランティアスクールの実施	17 市町(42.5%)	13 市町(32.5%)
ボランティア・学習グループの組織化	15 市町(37.5%)	18 市町(45.0%)
福祉活動体験の場の提供	26 市町(65.0%)	35 市町(87.5%)
当事者と住民の交流の場づくり	14 市町(35.0%)	20 市町(50.0%)
作文・標語・ポスターなどの募集	5 市町(12.5%)	3 市町(7.5%)

- ・学校における福祉学習では、車いすやアイマスクなどの体験のみで終わらず、子どもたちの社会参加につながるよう、事前学習や振り返りが大切であり、それらを意識する社協が増えている。
- ・プログラム化して取り組む福祉学習においても、子どもや参加者だけでなく、企画者や当事者自身が事前学習や振り返りなどのプロセスを通じて、「気づき」や「学び」を深めることが重要である。
- ・共生のまちづくりに向けては、地域における権利擁護意識の醸成が不可欠である。孤立・排除による生きづらさや、当事者を共に生きる人として理解する方法の一つとして、福祉学習に取り組み権利侵害を生まない地域づくりを目指すことが求められる。そのためには、福祉学習において、人権・社会教育(生涯学習)と連携したプログラムの企画や、様々な主体の参加を促進し連携を図ることも大切である。

6. 当事者組織(化)支援

- ・社協が支援している当事者組織の状況は、図表 6-1 のとおりである。特に、介護者家族と、ひきこもり本人・家族の当事者組織への支援は増加傾向にある。
- ・主な支援内容は、図表 6-2 のとおりで、ほぼすべての社協で何らかの当事者組織(化)支援を行っている。とりわけ、当事者のつどいの開催支援や当事者組織同士の交流支援、社会に対する啓発が増加傾向にある。

<図表 6-1> 社協が支援している当事者組織

組織(複数回答可)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一人暮らし高齢者	7 市町(17.5%)	6 市町(15.0%)	7 市町(17.5%)
認知症高齢者・家族	17 市町(42.5%)	18 市町(45.0%)	19 市町(47.5%)
若年性認知症の本人・家族	7 市町(17.5%)	7 市町(17.5%)	8 市町(20.0%)
介護者家族	9 市町(22.5%)	10 市町(25.0%)	12 市町(30.0%)
男性介護者	6 市町(15.0%)	6 市町(15.0%)	6 市町(15.0%)
身体障害児・者(本人・家族)	30 市町(75.0%)	30 市町(75.0%)	31 市町(77.5%)
知的障害児・者(本人・家族)	29 市町(72.5%)	28 市町(70.0%)	30 市町(75.0%)
精神障害者(本人・家族)	18 市町(45.0%)	19 市町(47.5%)	18 市町(45.0%)
子育て中の親・家族	12 市町(30.0%)	12 市町(30.0%)	13 市町(32.5%)
ひきこもり本人・家族	6 市町(15.0%)	8 市町(20.0%)	9 市町(22.5%)
その他	8 市町(20.0%)	7 市町(17.5%)	7 市町(17.5%)

※「その他」の例：難病・病気、失語症、高次脳機能障害、断酒会、不登校、多胎児、遺族会、婦人共励会等

<図表 6-2> 当事者組織(化)支援の内容

支援内容(複数回答可)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当事者のつどいの開催支援	28 市町(70.0%)	29 市町(72.5%)	32 市町(80.0%)
当事者の組織化支援	26 市町(65.0%)	26 市町(65.0%)	26 市町(65.0%)
当事者組織同士の交流支援	20 市町(50.0%)	19 市町(47.5%)	23 市町(57.5%)
当事者組織と社協の協働事業の実施	15 市町(37.5%)	17 市町(42.5%)	16 市町(40.0%)
社会に対する啓発支援	13 市町(32.5%)	14 市町(35.0%)	18 市町(45.0%)
その他	13 市町(32.5%)	12 市町(30.0%)	10 市町(25.0%)

※「その他」の例：運営支援、活動助成、各グループの紹介冊子発行、事業利用者同士の交流等

- ・一人暮らし高齢者の当事者組織は、ふれあいいきいきサロンや通いの場の整備などから近年横ばいが続いている。一人暮らし高齢者の社会的孤立の予防について、社会的に認識された結果とも考えられるが、居場所づくりがすなわち生きづらさの軽減につながるものではないことに留意する必要がある。
- ・当事者組織は、セルフヘルプグループとも呼ばれ、生きづらさを抱える当事者同士が支え合い、自分自身を支える活動であり、多様に存在する。当事者が安心して過ごせる居場所であり、社会とつながり、役割の獲得によって自己の存在価値を再認識する場であると同時に、社会に向けて思いや要望を発信する土台にもなる場である。
- ・当事者は「支援を受ける人」ではなく、ともに生きる人であり、地域づくりの主体であるとの認識にたち、組織(化)支援に取り組むことが大切である。また、生活の場(地域)は絶えず生活課題が発生する場であることか

ら、地域の中で、生きづらさを抱えて暮らす人の存在と生活・福祉課題に気づき、ともに地域づくりを進めていくための取り組みが必要である。当事者組織への支援を通じて、自ら課題を集約し想いを発信できるようにすることで、地域住民の理解を広げるとともに、行政施策や地域福祉計画などへ反映させていくことが重要である。

- ・近年、ひきこもりやヤングケアラー、若年性認知症など、制度の狭間の課題を抱える当事者への支援とともに、その組織化支援に取り組む社協も増えてきた。いずれも、保健所や就職支援機関や学校、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者や生活困窮者自立相談支援機関等との連携が必要となる。居場所づくり、主体的な運営から、社会に対する啓発活動へとエンパワメントしていく視点が社協には求められる。

7. 重層的なネットワーク

- ・小地域から市町域までの圏域におけるネットワークづくりの状況は、図表 7-1 のとおりとなっている。「分野横断の制度・仕組み化のネットワーク」は、前年度より 4 市町増加した。
- ・地域の事業者(新聞販売所、配食事業者など)を含めた見守りネットワークは、前年度より 1 市町増えて 27 市町(67.5%)あり、そのうち 21 市町(77.8%・母数 27)で関係者による協定が締結されている。

<図表 7-1> 重層的なネットワークの状況(複数回答可)

区 分	圏 域	設置地域	令和 5 年度	令和 6 年度
住民間のネットワーク ※1	小地域	全地域	11 市町(27.5%)	11 市町(27.5%)
		一部の地域	23 市町(57.5%)	23 市町(57.5%)
住民・専門職間のネット ワーク ※2	小学校～ 中学校区域	全地域	10 市町(25.0%)	9 市町(22.5%)
		一部の地域	17 市町(42.5%)	16 市町(40.0%)
分野横断の制度・仕組 み化のネットワーク ※3	市町域	全地域	22 市町(55.0%)	26 市町(65.0%)

- ※1 住民が主体となって、気になる人の情報や見守り・生活支援の方法について話し合う場を指し、会議形式だけでなく、研修会やサロン後などでの話し合いの機会も含む。
- ※2 住民と専門職が地域の生活・福祉課題を話し合い、協働で解決するための場を指し、「地域ケア会議」などの専門職中心の定例会議や、市町合併のあった社協の「支部運営委員会」は除く。
- ※3 生活・福祉課題の解決に向け、分野横断の制度・仕組化を幅広い関係者で話し合う場を指し、分野別の各種会議や行政の地域福祉計画・分野別計画の策定・評価の場は除く。

- ・地域生活課題の解決を目指した住民、地域団体、福祉専門職、行政等が協議・協働するネットワークを、設計された圏域ごとに設置・構築していく「地域福祉ネットワーク」は、共生のまちづくりを促進し、セーフティネットを重層化していくうえで重要である。
- ・ここで重要となるのは、市町の実情に応じた圏域設計とともに、「地域見守り会議」や「支え合い会議」など、暮らしの中で住民が気付いたことを話し合い、解決する、小地域での住民間のネットワークである。住民間のネットワークが活発になれば各圏域のネットワークづくりも促進されるためである。
- ・このため、社協では、サロンなどの交流活動や見守り活動、小地域での住民協議の場づくりなど、住民の主体性・自主性がいっそう促進される取り組みを進めるとともに、地域福祉ネットワークがどこでどのように形成されているのか、現状把握・分析することが求められる。

- ・地域福祉ネットワークを、地域住民の主体性が発揮され、福祉専門職等との協働により、地域生活課題の解決とその発生の防止を目指す仕組みとして構築していくためには、孤立を生まない地域づくりにつなげること、多様な主体が協働するネットワークへと拡げること、さらには生活支援体制整備事業における協議体づくりをネットワークと連動させることがポイントとなる。
- ・この地域福祉ネットワークの全体図を地域福祉推進計画に位置づけつつ、さらには地域福祉計画や介護保険事業計画に位置づけるよう行政と協議し、計画的にネットワークを促進していくことが重要である。

8. 社会福祉法人連絡協議会

- ・社会福祉法人連絡協議会(「ほっとかへんネット」)は 35 市町(87.5%)で設立され、図表 8-1 の活動状況のとおりである。「相談支援」「地域づくり」に関する活動割合が増加するとともに、「困窮者支援」は大幅な伸びをみせている。
- ・「ほっとかへんネット」への行政職員の出席や行政と定期的な意見交換が行われているのは、11 市町(31.4%・母数 35)となっている。

<図表 8-1> 社会福祉法人連絡協議会の活動状況(実施市町数・実績)

活動の種類(複数回答可)	令和 4 年度(母数 31)	令和 5 年度(母数 35)
(1)相談支援	4 市町(12.9%)	8 市町(22.9%)
(2)困窮者支援	4 市町(12.9%)	12 市町(34.3%)
(3)人材確保・育成	12 市町(38.7%)	12 市町(34.3%)
(4)地域づくり	6 市町(19.4%)	10 市町(28.6%)
(5)災害支援	13 市町(41.9%)	13 市町(37.1%)
(6)実務者ネットワーク	22 市町(71.0%)	25 市町(71.4%)
(7)その他	10 市町(32.3%)	8 市町(22.9%)

※「その他」の主な内容:自治会・地域団体への資機材の貸出、若者などの就労支援、ひきこもり当事者への仕事の切り出し、地域住民への情報発信、協議会員の設置、研修会の実施など

- ・「ほっとかへんネット」の取組みは、平成 26 年度の取組み開始から約 10 年が経過し、県内 9 割弱で設置が進んでいる。活動状況も、コロナ禍を経て、種別を超えた実務者同士の協議の機会が少しずつ増え、狭間の課題や生活困窮者の現状やニーズの共有化と、具体的な支援策の協議が進められている。特に、食料・生活用品の支援、ひきこもりの課題共有や居場所づくり、中間的就労などの取り組みが広がっている。
- ・社協としては、地域のニーズと「ほっとかへんネット」の実務者同士のネットワークによる自発的・主体的な動きをコーディネートすることにより、地域にある具体的な生活課題に対応することとあわせ、「ほっとかへんネット」だけで活動を完結することなく、地域住民をはじめとした多様な主体との協働による地域づくりへとつなげていくことが求められる。
- ・さらに、「ほっとかへんネット」や社会福祉法人の地域公益活動に期待される役割は、社会福祉の専門性を生かした多職種連携での相談支援や生活支援である。利用者をはじめ当事者の地域での交流や参加促進から相談支援につなげることを含め、「ほっとかへんネット」に期待される役割、果たしうる役割を、市町行政や幅広い関係者と協議し、共有していくことが重要である。

9. 相談活動

- ・相談内容や対象者を特定の分野に限定しない一般相談(心配ごと相談や福祉総合相談)は、県内すべての社協が実施している。民生委員・児童委員が相談員を担っている社協は 17 市町(42.5%)と前年度と同じであったが、社協職員が相談員を担っているところは 29 市町(72.5%)と前年度から 2 市町増加し、微増ながら近年、増加傾向にある。
- ・相談内容や対象者を特定の分野に限定した専門相談は、図表 9-1 のとおりである。結婚相談を除くそれぞれの実施市町が、1 市町増加し、1 市町減少した。
- ・相談活動は、相談内容をきっかけに生活全体を見渡しながら、本人と一緒に考え、必要に応じて支援につなげることが大切である。既存の生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業をはじめ、「どんなニーズも断らない(いったん受け止める)」社協内の包括的な相談支援体制づくりを進めていく必要がある。
- ・そのためには、全職員の基盤に、人の尊厳と人権尊重に基づく権利擁護を据え、社協全体として地域住民の相談や課題を丸ごと受け止める社協組織づくりが求められる。

<図表 9-1> 社協が実施する専門相談

取り組み内容(複数回答可)	令和 5 年度	令和 6 年度
法律相談	27 市町(67.5%)	27 市町(67.5%)
介護相談	16 市町(40.0%)	16 市町(40.0%)
結婚相談	5 市町(12.5%)	5 市町(12.5%)
その他	18 市町(45.0%)	18 市町(45.0%)

※「その他」の主な内容: ボランティア相談、障害者総合相談、認知症相談、ひきこもり相談、相続・登記・遺言相談

10. 権利擁護活動の推進

- ・権利擁護(成年後見)支援センターは、県内では 23 市町(57.5%)において 18 センター(うち、1 センターは 6 市町の合同設置)が設置されている。成年後見制度利用促進基本計画により整備が進められている中核機関は 25 市町(62.5%)で整備済みであり、中核機関とセンターとを一体的に検討・整備する自治体もある。
- ・権利擁護(成年後見)支援センター・中核機関の設置状況は、図表 10-1 のとおりである。

<図表 10-1> 権利擁護(成年後見)支援センターと中核機関の設置(整備)状況

	設置
権利擁護(成年後見)支援センター	23 市町(57.5%)
うち、社協が運営※1	19 市町(82.6%・母数 23)
うち、中核機関を兼ねる※2	19 市町(82.6%・母数 23)

※1 行政と社協の合同設置(1 市)、社協と NPO 法人の合同運営(1 市)を含む。

※2 センターとは別に行政直営の中核機関は 6 市町で設置。

- ・社協が有する権利擁護支援機能は、図表 10-2 のとおりである。ここ数年、社協の権利擁護機能は強化される傾向にある。

<図表 10-2> 社協が有する権利擁護支援機能

機能	取り組み内容(複数回答可)	実施数	
		令和 5 年度	令和6年度
権利擁護相談	広報・啓発	23 市町(57.5%)	28 市町(70.0%)
	相談	28 市町(70.0%)	29 市町(72.5%)
	法律など専門職による専門相談	14 市町(35.0%)	16 市町(40.0%)
	成年後見制度申し立て支援	14 市町(35.0%)	15 市町(37.5%)
	その他 ・日常生活自立支援事業との連携 ・市から受託している包括支援センターで相談を受けている		
権利擁護支援の強化	虐待対応	9 市町(22.5%)	10 市町(25.0%)
	法人後見	4 市町(10.0%)	4 市町(10.0%)
	日常生活自立支援事業	40 市町(100.0%)	40 市町(100.0%)
	その他 ・日常生活自立支援事業担当者と包括支援センター(社協)担当者と連携し支援		
支援者の育成	相談職への支援	20 市町(50.0%)	21 市町(52.5%)
	成年後見人への支援	10 市町(25.0%)	14 市町(35.0%)
	その他 ・包括支援センターが研修開催 ・後見人支援(交流会)		
ネットワーク形成	支援困難ケースの検討会議	19 市町(47.5%)	22 市町(55.0%)
	成年後見受任調整	11 市町(27.5%)	12 市町(30.0%)
	その他 ・高齢者虐待防止ネットワーク ・支援検討会議 ・リーガルサポート兵庫との相談等の契約 ・裁判所、自治体、権利擁護支援センターの阪神間ネットワーク		
社会資源の開発とシステム評価	権利擁護支援システムの構築	4 市町(10.0%)	5 市町(12.5%)
	権利擁護・成年後見制度の調査研究	4 市町(10.0%)	9 市町(22.5%)
	その他 ・行政との定例会議開催 ・先進地視察 ・成年後見中核機関の整備に向けた勉強会		
地域住民の権利認識の向上	権利擁護に関する住民向け研修	18 市町(45.0%)	19 市町(47.5%)
	権利擁護支援者の養成	9 市町(22.5%)	10 市町(25.0%)
	その他 ・介護相談員、障がい者福祉施設等相談員活動 ・権利擁護支援センター主催研修への参加		

・日常生活自立支援事業の利用者などへの社協独自制度による支援を実施しているのは5市町(12.5%)で、図表 10-3 のとおりである。

<図表 10-3> 日常生活自立支援事業の利用者などへの社協の独自制度

社協名	社協の独自制度
芦屋市社協	財産保全サービス(日常生活自立支援事業利用者)
宝塚市社協	単身生活サポート事業
三田市社協	財産保全サービス(日常生活自立支援事業利用者)
丹波市社協	預金証書等保管事業(日常生活自立支援事業利用者)
稲美町社協	外出困難者出入金代行業

※日常生活自立支援事業の利用料減免や助成は複数の社協で実施。

- ・日常生活自立支援事業の実施体制に関する「生活支援員」「専門員」「財源」の充足状況について、3 項目とも「充足している」と回答した社協は 6 市町(15.0%)で、前年度と同じ結果であった。一方、3 項目とも「不足している」と回答した社協は 21 市町(52.5%)で、前年度と比べて 2 市町増加した。1 項目でも「不足している」と回答した社協における、体制不足への対応状況は図表 10-4 のとおりであった。

<図表 10-4> 体制不足への対応状況(母数 34;1項目でも「不足している」と回答した社協)

利用希望を受け、初回面接まで待機してもらっている	13 市町(38.2%)
現利用者の支援回数・時間に制限を設けている	0 市町(0.0%)
利用を断っている	2 市町(5.9%)
特に対応していない	6 市町(17.6%)
その他	17 市町(50.0%)
【生活支援員】専門員が分担して対応、職員が生活支援員として対応 【専門員】担当者を配置し分担 【財源】他財源で執行、独自財源で専門員(兼務職員)を増員。不足分は市より補助金交付 【事務効率化】ソフトウェア会社による専用ソフトの開発	

- ・権利擁護(成年後見)支援センターについては、成年後見制度利用促進基本計画により市町域での体制整備が求められるようになったことを受け、中核機関とセンターを一体的に検討・整備する自治体も増えてきており、センターを設置する自治体が半数(23 市町)を超えた。センターの設置をきっかけとして、「成年後見人への支援」・「権利擁護・成年後見制度の調査研究」に取り組む社協も増加している。
- ・とりわけ、「支援困難ケースの検討会議」に取り組む市町は前年度から増加傾向にあり、地域の中で本人を支えるための多職種・多機関連携による権利擁護支援の体制整備が進んでいる。
- ・現在、国の第二期基本計画では、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進が打ち出され、成年後見制度の見直し、日常生活自立支援事業の実施体制の強化、さらに新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討が進められている。成年後見制度が、本人にとって適切な時期に必要な範囲・期間で利用できる制度に見直されるとした場合、本人の意思決定が尊重され安心して暮らし続けることができるよう、地域の中で発見・つなぎ・見守りを行う、地域連携ネットワークを構築していくことがますます重要となる。
- ・また、本人を中心とした権利擁護支援活動の一層の推進を図るため、専門職のみならず、地域住民も含めた多様な担い手の参画のもと、意思決定支援を重視した権利擁護支援体制の構築も求められている。権利擁護(成年後見)支援センターの設置とともに、市民後見人の養成に加えて、後見活動に留まらない、本人に寄

り添った相談活動や見守り活動に市民の立場で参加する権利擁護サポーターの養成に取り組む市町も増えてきており、地域における新たな権利擁護人材として、権利擁護サポーターの養成・活躍の場が広がっていくことが期待される。

- ・成年後見制度の見直しにあわせて、日常生活自立支援事業への期待も高まっているが、本事業の実施体制については、「生活支援員」「専門員」「財源」のいずれも不足していると回答した社協が半数(21社協)を超え、年々増加傾向にある。人口減少・高齢化・単身世帯の増加等を背景に、今後ますます、利用希望者からの相談の増加や関係機関との調整が予想される中で、本人を地域で支えるための支援体制として、本事業を市町村の権利擁護支援体制へ位置付け、財政措置を含めた人員配置や専門員のバックアップ体制を築いていくことが望ましい。

11. 生活困窮者支援

(1) 生活福祉資金の貸付を通した生活困窮者支援の実施状況

- ・生活福祉資金の貸付状況は、図表 11-1 のとおりである。令和元年度から増加傾向にあった教育支援資金は横ばいで高止まりをみせている。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例貸付の状況は、図表 11-2、図表 11-3 のとおりである。

<図表 11-1> 生活福祉資金の貸付を通した生活困窮者支援の実施状況（貸付決定件数）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
福祉資金	156	94	128	105	132
緊急小口資金	604※	55,844※	17,877※	3,340※	214
教育支援資金	1,024	1,047	1,119	1,190	1,174
総合支援資金	19	50,914※	40,732※	3,212※	10
不動産担保型生活資金	1	3	2	0	1
合 計	1,804	107,902	59,858	7,847	1,531

※新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例貸付を含む

<図表 11-2> 特例貸付の貸付実績（令和 2 年 3 月 25 日～令和 4 年 9 月 30 日）

資金種別	決定件数	決定金額
緊急小口資金(特例)	77,142 件	14,150,008,000円
総合支援資金(特例)	124,563 件	66,419,401,000円
合 計	201,705 件	80,569,409,000円

<図表 11-3> 令和 4、5 年度 償還、免除等の手続状況（令和 6 年 3 月 31 日時点）

	令和 4 年度	令和 5 年度	全体に占める割合
償還免除	57,150 件	79,438 件	48%
償還猶予	2,309 件	3,983 件	3%
償還完了	—	1,574 件	1%
償還中(※)	34,311 件	34,589 件	21%
滞納・未応答	34,764 件	45,126 件	27%
合 計	128,534 件	164,710 件	—

※1 回以上、償還があった件数

- ・特例貸付の受付終了後も、新型コロナウイルスで疲弊した社会・経済活動は元通りにはなっておらず、さらに原油高に起因した物価高騰により、引き続き生活困窮課題に対する相談、とりわけ本則の生活福祉資金貸付の相談が多く寄せられている。
- ・令和 5 年 1 月より特例貸付の償還が始まり、あわせて住民税非課税等の要件を満たす世帯への償還免除、及び償還が困難な世帯に対する償還猶予の手続きが始まった。令和 5 年度末時点で、約半数が「償還免除」「償還猶予」の手続きを行い、また 2 割強の世帯が「償還中」、残り 2 割強は「滞納」、または「通知を送付しても未反応」等何ら連絡がつかない状態となっており、これらの多くは、ひとり親世帯や外国人世帯等を含む生活基盤が不安定な世帯と考えられる。
- ・一方、本則の貸付状況を見ると、福祉資金は横ばいで推移しており、その多くが生活保護世帯の生活環境改善(エアコン設置等)である。また、全体の 8 割を占める教育支援資金は、生活保護世帯、ひとり親世帯からの申込みが多いが、特例貸付利用世帯からの申請も継続して増える等、生活困窮世帯の子どもの就学や将来の就労支援の一つとして大きな役割を果たしている。さらに、緊急小口資金や総合支援資金の相談も増えており、特例貸付終了後も依然として資金ニーズを抱える世帯が存在していることがうかがえる。
- ・これらの相談からみえてくる生活課題には、経済的困窮だけではなく、ヤングケアラーやDV、就労、家族介護等の課題も潜んでおり、その背景には社会的孤立や排除がある。また、特例貸付利用世帯の中には、未だ安定した職に就けないため生活改善が困難な場合もあり、引き続き世帯の状況に合わせた支援が求められる。
- ・そのため、「社協における生活困窮者支援体制強化(ほっとかへんネットワーク配置)事業」を通じ、孤立・複合多問題を抱えた困窮世帯をネットワークで支え合う体制を地域・多機関協働でつくるとともに、社協内の体制強化に取り組むことが重要である。

(2)生活福祉資金以外の生活困窮者支援の実施状況

- ・生活困窮者自立支援事業の実施状況は、図表 11-4 のとおりである。生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議(支援会議)への社協の参画状況は 24 市町(60.0%)となっている。
- ・社協における制度外の生活困窮者自立支援活動の実施状況は、図表 11-5 のとおりとなっている。

<図表 11-4>生活困窮者自立支援事業の実施状況

	行政	社協	民間団体	複数主体運営		合計
					うち社協受託	
自立相談支援	13 市	5 市	2 市+県	8 市	4 市	28 市+県
住居確保給付金	20 市	5 市	2 市+県	1 市	1 市	28 市+県
就労準備支援	7 市	0 市	13 市+県	2 市	0 市	22 市+県
家計改善支援	9 市	2 市	7 市	0 市	0 市	18 市+県
一時生活支援	6 市	0 市	14 市+県	2 市	0 市	22 市+県
子どもの学習・生活支援	5 市	0 市	9 市+県	0 市	0 市	14 市+県

※12町は県が所管し、民間団体に委託。

<図表 11-5>社協における制度外の生活困窮者自立支援活動の実施状況

活動の種類(複数回答可)		令和 4 年度	令和 5 年度
(1)日用生活品や食料品などの物品支援		37 市町(92.5%)	39 市町(97.5%)
食支援としてのフードパントリー等の実施		—	27 市町(67.5%)
(2)法外援護資金貸付・給付		28 市町(70.0%)	28 市町(70.0%)
(3)社会参加・就労体験		9 市町(22.5%)	10 市町(25.0%)
(4)その他		8 市町(20.0%)	8 市町(20.0%)
その他の 主な内容	支援団体への活動助成・児童養護施設退所者への支援活動助成、学用品等購入支援、卒業・入学用礼服の貸し出し、家電等のゆずりあいネットワーク、修学旅行費助成、就労先の紹介等		

- ・新型コロナ特例貸付は、生活基盤が不安定で、かつ複合的な生活課題を抱える世帯を顕在化させたが、生活困窮者自立支援制度を通じた困窮者支援の必要性は増している。就労準備支援と家計改善支援事業が努力義務となるも、これらの事業を実施する市町数は微増にとどまった。とりわけ家計改善は、特例貸付利用世帯においても収支バランスに課題を抱える事例が数多く見受けられており、自立相談支援機関等と連携した困窮者世帯への継続的な支援が期待される。
- ・社協における制度外の生活困窮者支援では、食料品などの物品支援を実施する社協が 9 割を超えている。なかには、特例貸付の償還・免除手続きの案内とあわせて、借受世帯の生活状況をききとるアンケート調査を実施したり、手続き案内も含む生活相談会の開催を、食料支援とセットで取り組む社協もある。
- ・いずれの場合も、食料支援やアンケート、相談会等は「支援の入り口」ととらえ、困窮世帯・借受世帯の生活再建や自立に向け、社会資源の開発を検討したり、社会参加や就労支援を含めた継続的な支援が大切である。

12. 在宅福祉サービス

- ・介護保険制度に基づくサービスを実施している社協は 36 市町(90.0%)であり、各サービスの実施状況は、図表 12-1 のとおりである。
- ・また、新しい総合事業への位置づけは、訪問型サービス A が 23 市町(57.5%)、通所型サービス A が 13 市町(32.5%)という結果だった。
- ・障害者総合支援制度に基づくサービスを実施している社協は 38 市町(95.0%)である。各サービスの実施

状況は、図表 12-2 のとおりで介護給付と地域生活支援事業、相談支援事業の割合が高い。

・介護保険制度・障害者総合支援制度以外で社協が実施する在宅福祉サービスの実施状況は、図表 12-3 のとおりである。福祉機器の貸出や配食・給食サービスの実施率が高い状況であるが、前年度から横ばいまたは微減したものが大半である。一方でファミリーサポートセンターは微増しており、地域で支え合う運営が広がっている。

<図表 12-1>市町社協の介護保険サービスの実施状況

内容(複数回答可)	令和 5 年度	令和 6 年度
居宅介護支援	32 市町(80.0%)	32 市町(80.0%)
訪問介護	34 市町(85.0%)	34 市町(85.0%)
通所介護	21 市町(52.5%)	21 市町(52.5%)
訪問看護	8 市町(20.0%)	8 市町(20.0%)
訪問入浴介護	10 市町(25.0%)	9 市町(22.5%)
福祉用具貸与	3 市町(7.5%)	3 市町(7.5%)
小規模多機能型居宅介護	4 市町(10.0%)	4 市町(10.0%)

<図表 12-2>市町社協の障害福祉サービスの実施状況

内容(複数回答可)	令和 5 年度	令和 6 年度
介護給付	38 市町(95.0%)	38 市町(95.0%)
訓練等給付	9 市町(22.5%)	9 市町(22.5%)
地域生活支援事業	31 市町(77.5%)	31 市町(77.5%)
相談支援事業	30 市町(75.0%)	29 市町(72.5%)

<図表 12-3>その他の在宅福祉サービスの実施状況

内容(複数回答可)	令和 5 年度	令和 6 年度
配食・給食サービス	26 市町(65.0%)	25 市町(62.5%)
家事援助	16 市町(40.0%)	15 市町(37.5%)
ミニデイサービス	5 市町(12.5%)	5 市町(12.5%)
介護用品の斡旋	10 市町(25.0%)	9 市町(22.5%)
福祉機器の貸出(制度外)	39 市町(97.5%)	39 市町(97.5%)
移送サービス	20 市町(50.0%)	18 市町(45.0%)
ファミリーサポートセンター	10 市町(25.0%)	11 市町(27.5%)
介護ファミリーサポートセンター	3 市町(7.5%)	4 市町(10.0%)
その他	14 市町(35.0%)	13 市町(32.5%)

※「その他」の例：ホームスタート事業、買物・通院支援・ツアー、入退院時支援サービス(モデル実施)、福祉機器リサイクル、福祉車両貸出、訪問理美容、布団クリーニング

・社協が介護保険・障害福祉サービスを実施する意義は、①利用者主体の支援を通じたその人らしい地域生活の実現、②「住民同士のネットワーク」とそれを支える「専門機関同士のネットワーク」づくりを通じた包括的な地域ケアシステムの促進、③利用者と地域とのつながりを生かし個々の生活を支えることを通じた地域の

「共に生きる力」の向上の３点である。

- ・介護保険サービスについては報酬改定、人材不足などの厳しい経営環境を背景に、事業の継続に課題を抱える社協が増え、一部事業を廃止する社協もある。いずれにしても、社協が介護保険・障害福祉サービスを実施する意義を組織全体で共有し、再確認することが重要である。組織特性を踏まえれば、社協の在宅福祉サービスは、地域を支え、地域に支えられる運営(当事者・家族・住民の参画など)を目指すことが求められる。

13.広報活動

- ・社協機関紙は、全市町で発行されており、平均発行回数は 8.1 回である。また、38 市町(95.0%)で全戸配布が行われている。
- ・平均発行回数は前年度比で微減しているが、全市版の機関紙のほか、ボランティア情報紙や、より地域住民に近い各支部の情報紙、生活支援コーディネーター通信、ファミリーサポート通信などを発行し、地域に広く情報が行き届くよう、発信を続けている社協が多く見られる。また、ホームページ上の動画や YouTube で、より分かりやすく伝える工夫をする社協もある。
- ・加えて、Instagram などの SNS を活用している社協も 32 市町(80.0%)と前年度から 6 市町増え、情報発信の手段が増えている。SNS の活用は、機関紙には掲載できなかった活動やタイムリーな情報発信ができることが強みである。また人材確保にもつながる例もある。
- ・一方、インターネットやスマートフォンなどの活用を前提とした情報発信が進む中で、ICT(情報通信技術)を利用しない地域住民にも引き続き情報が届くよう、情報発信には工夫と配慮が求められる。
- ・地域福祉や社協活動への理解を促進するため、従来からの機関紙を活用した情報発信に加え、今後も SNS などの様々な媒体を活用し、若年層を含めた幅広い世代への発信を行っていく必要がある。
- ・まずは広報戦略を立て、運用の目的を社協内で共有することが大事である。

14.政策提言

- ・行政に対する政策提言活動を行った社協は 12 市町(30.0%)であった。このうち、政策提言の仕組みを有している社協は 7 市町(17.5%)あり、前年度から 1 市町増加し、近年、微増傾向にある。また、臨時的に政策提言を行った社協は 5 市町(12.5%)と前年度から 1 市町減少したが、うち 4 市町は前年度も臨時的に政策提言を行っており、およそ 3 割の社協において、例年、政策提言活動が行われていると考えられる。
- ・提言内容の検討にあたっては、役員会もしくは正副会長会議で検討したのが 8 市町(66.7%)、外部委員を含めた検討を行ったのが 3 市町(25.0%)であり、前年度から 1 市町ずつ増加したが、関係団体からの意見聴取を行ったのは 4 市町(33.3%)と、前年度から 3 市町増加した(いずれも母数 12)。
- ・提言の方法としては、首長・議長等との協議を行ったのが 8 市町(66.7%)、担当課との協議を行ったのが 8 市町(66.7%)、書面による提言書あるいは要望書の提出を行ったのが 7 市町(58.3%)、行政の会議で委員としての発言を行ったのが 5 市町(41.7%)という状況であった(いずれも母数 12)。
- ・地域福祉の政策化の時代にあって、基盤整備を担う自治体へ政策提言を行うことは極めて重要である。社協は、住民を主体とした公私関係者の協議体であり、住民が直面する地域生活上の課題に絶えず向き合う組織であることから、政策提言を担う社協の役割は大きい。当事者・住民とともに地域福祉を進める運動推進体としての機能を発揮していくうえでは、予算要求に止まらず政策や要望に練り上げ、地域に必要な政策を、民の立場から提言していくことが大切である。

15. 災害対策

- ・災害時の対応マニュアルを作成しているのは 39 市町(97.5%)、災害ボランティアセンターの設置に関する協定を行政と締結しているのは 31 市町(77.5%)である。また、青年会議所(JC)やライオンズクラブなどと災害時の協定を締結している社協は 9 市町(22.5%)で、連携先も多様となっていることがうかがえる。
- ・法人として事業継続計画(BCP)を策定済の社協は 19 市町(47.5%)で、策定中は 4 市町(10.0%)となっている。
- ・社協の平時の取り組みは図表 15-1 のとおりである。

<図表 15-1> 災害対策にかかる平時の社協の取り組み

取り組み内容	令和 5 年度	令和 6 年度
(1)災害ボランティア養成・訓練	27 市町(67.5%)	26 市町(65.0%)
(2)行政の防災訓練への参加	29 市町(72.5%)	29 市町(72.5%)
(3)住民等との連携による防災マップの作成	11 市町(27.5%)	12 市町(30.0%)
(4)地域防災計画作成への参画	13 市町(32.5%)	7 市町(17.5%)
(5)個別避難計画作成への参画	14 市町(35.0%)	15 市町(37.5%)
(6)その他※	5 市町(12.5%)	3 市町(7.5%)

※社会福祉法人連絡協議会との防災訓練の実施、地域住民を対象とした防災や減災の講座の実施、住民組織等との災害時連携ネットワークへ参加 など

- ・災害発生時に迅速に災害支援活動を展開するため、社協と支援関係機関・団体が主体となり、行政との災害ボランティアの設置に関する協定の締結を進めることが重要である。
- ・併せて、自助・共助の意識を高めるための防災訓練、災害ボランティア養成講座の実施や事前登録、地域協働型災害 VC 運営訓練の推進が求められる。
- ・加えて、災害時に社協として期待される役割を十分に発揮できるよう、重要事業を中断させないための法人全体・事業所単位での事業継続計画(BCP)の策定、自治体の地域防災計画等の作成への参画などについて平時から取り組むことが求められる。

16. 組織基盤強化

(1)評議員会・理事会・監事監査

- ・評議員・理事数の平均は、評議員が 22.1 名以上 27.6 名以内、理事が 10.5 名以上 13.8 名以内であり、定数に上下限を設けていない社協は 4 市町(10.0%)あった。また、監事は 2 名以内が 32 市町(80.0%)、3 名以内が 7 市町(17.5%)である。
- ・評議員会の平均開催回数は 3.2 回(前年度 3.3 回)、理事会の平均開催回数は 6.5 回(前年度 6.2 回)であった。理事会を年間 6 回以上開催したところは 23 市町(57.5%)あり前年度より 2 社協増、年間 12 回以上開催した社協が 4 市町(10.0%)あった。監事監査の平均開催回数は 1.6 回であり、年 2 回以上開催が 20 市町(50.0%)あった。
- ・常務理事を設置している社協は 16 市町(40.0%)であり、うち 6 市町(37.5%・母数 16)が事務局長との兼務である。

(2) 社協会員制度

- ・社協会員について、いわゆる世帯会員制度を設けている社協が 30 市町(75.0%)ある。世帯や住民を対象とした会員制度としている 6 市町(15.0%)と併せて、36 市町(90.0%)が住民会員制度をとっている。
- ・住民会員制度における会費額の分布は図表 16-1 のとおりである。最大額が 2,200 円、最小額が 100 円、500 円が 12 市町(33.3%・母数 36)と最も多く、次いで 1,000 円が 9 市町(25.0%・母数 36)であった。
- ・賛助会員制度については各社協によって様々な設定がされており、また団体会員制度については社会福祉法上の規定を意識した社会福祉事業者等を対象とする社協が少なくない。地域福祉を推進する主体が多様化し、それに伴い当事者組織や活動者、福祉事業者など幅広い層が参画できる会員制度を目指してきた結果と考えられる。

<図表 16-1> 住民会員制度における会費額分布

金 額	社協数(母数 36)
500 円未満	7 市町(19.4%)
500 円以上 1,000 円未満	14 市町(38.9%)
1,000 円以上 1,500 円未満	12 市町(33.3%)
1,500 円以上	3 市町(8.3%)

(3) 組織基盤強化計画

- ・社協の組織基盤強化計画(経営計画)を単独計画として策定している社協は、図表 16-2 のとおり 7 市町(17.5%)、地域福祉推進計画の中に組織基盤強化の内容を盛り込んだ社協は 15 市町(37.5%)と前年度から 1 市町増加し、合計 22 市町(55.0%)で組織基盤計画を有している。また、組織基盤強化計画を有しない社協で、新たに策定中・今後策定予定のところは 5 市町(12.5%)あった。
- ・組織基盤強化について、役員会で検討した社協が 11 市町(27.5%)、その他に検討の場を設けたところは 8 市町(20.0%)であり、外部委員を含めた会議を設置した社協は 3 市町(7.5%)であった。このうち組織基盤強化計画はないが、何らかの場で検討を行った社協は 9 市町(22.5%)あった。
- ・兵庫県内における地域福祉推進計画は、元々は社協発展計画として始まったことから、その中に組織基盤強化を内包して作成することが今も少なくない※が、地域福祉の推進主体が多様化し、相対的に組織基盤強化の内容が縮小したため、法人社協としての組織基盤強化計画を別に作成する社協が増えてきた。地域福祉推進計画全体にわたって社協の役割や期待を明確にした上で、組織基盤強化計画で社協組織の人材確保・育成や、財務改善、サービス事業経営などテーマを絞って中期計画を作成する有効性を表している。

※全社協が提唱する中期経営計画は、市町村社協で策定する地域福祉活動計画に社協の組織基盤強化を含まないことを前提としている。

<図表 16-2> 単独計画としての組織基盤強化計画の名称

中期経営計画(姫路市・尼崎市)、基盤強化計画(豊岡市・三木市)、収支改善計画(尼崎市)、経営計画(三田市)、財政健全化計画(養父市)、地域福祉ビジョン(丹波市)
--

(4) 職員数

- ・図表 16-3 のとおり、県内の社協職員数は 4,972 人で、依然として減少傾向であり、特に介護保険サービス担当職員が大きく減少している。一方、地域福祉推進部門職員と福祉サービス利用支援部門職員は増加している。

- ・雇用形態別の職員数は図表 16-4 のとおりで、それぞれの割合に大きな変化はなく、正規職員は 1%増加し約 3 割となっている。
- ・地域支援に関する専門職の設置状況は、図表 16-5のとおりである。図表 16-3 及び図表 16-4 と異なり、兼任については複数カウント可としている。その上で全体数は微減だが、専任が 150 人から 124 人へと大きく減少し、兼務化が進んでいる。特に、正規職員で専任の地区担当職員が 16 名減少し、正規職員で兼任の生活支援コーディネーターが 23 名増加している。
- ・行政へ職員を派遣・出向させている社協は 4 市町(10.0%)10 名で、前年度から 1 社協 1 名減少した。行政での業務のほとんどが生活困窮者自立支援事業・地域包括支援センターにおける相談支援である。

<図表 16-3>職員数(担当業務別)

区分	担当業務	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
事務局員	①事務局長	40 人	40 人	40 人
	②法人運営部門職員	235 人	214 人	222 人
	③地域福祉推進部門職員	342 人	349 人	373 人
	④ボランティア・市民活動センター職員	71 人	76 人	72 人
	⑤福祉サービス利用支援部門職員	783 人	831 人	845 人
事業専任職員	⑥介護保険サービス担当職員	2,516 人	2,390 人	2,259 人
	⑦障害福祉サービス担当職員	589 人	564 人	561 人
	⑧在宅サービス事業担当(⑥・⑦除く)	418 人	486 人	445 人
	⑨会館運営事業担当職員	116 人	104 人	95 人
その他職員	⑩その他職員	42 人	62 人	60 人
合計		5,152 人	5,116 人	4,972 人

<図表 16-4>職員数(雇用形態別)

	正規職員	非正規職員(常勤)	非正規職員(非常勤)	合計
令和 4 年度	1,532 人(29.7%)	1,270 人(24.7%)	2,350 人(45.6%)	5,152 人
令和 5 年度	1,527 人(29.8%)	1,267 人(24.8%)	2,322 人(45.4%)	5,116 人
令和 6 年度	1,530 人(30.8%)	1,191 人(24.0%)	2,251 人(45.3%)	4,972 人

<図表 16-5> 地域支援に関する専門職の配置状況

職 種		令和 5 年度			令和 6 年度		
		正規	非正規	計	正規	非正規	計
①福祉活動専門員	専任	7	0	7	6	0	6
	兼任	37	5	42	39	4	43
	計	44	5	49	45	4	49
②地区担当職員 (コミュニティワーカー)	専任	47	6	53	31	3	34
	兼任	99	9	108	100	7	107
	計	146	15	161	131	10	141
③ボランティアコーディネーター	専任	10	15	25	12	14	26
	兼任	37	4	41	34	7	41
	計	47	19	66	46	21	67
④生活支援コーディネーター (介護保険制度上)	専任	48	17	65	44	14	58
	兼任	70	19	89	93	15	108
	計	118	36	154	137	29	166
合計		355	75	430	359	64	423

- ・地域福祉の推進を目的とする社協にとって、多様な地域福祉の主体がビジョンを共有し、実現に向けて協働すること(＝地域福祉マネジメント)が重要であり、社協の事業を含む組織マネジメントも、そこを目指している。両マネジメントを進めるために有効な方法に地域福祉計画及び地域福祉推進計画があるが、そのためには策定・共有・評価・改善する「協議」の場が必要となる。様々な協議の場に、幅広い住民や地域福祉関係者が「参加」し、地域福祉の推進状況を点検することでマネジメントを進めていく。
- ・このことを踏まえると、多様な主体が「参加」する観点からは、会員制度の広がり、評議員会や部会・委員会への参画拡充を図る視点が重要になる。
- ・また社協は住民の意思決定に基づく組織経営を原則とすることから、地域福祉を推進する協議による意思決定の場として理事会・評議員会の機能強化を意識することが大切である。そのために理事会の毎月開催を目指すといった基本を意識しつつ、部会や委員会の設置、会議運営の改良や資料作り、役員研修や視察、役員会と事務局をつなぐ仕組みなど、実質的な論議と判断が行えるような工夫が求められる。
- ・近年の地域福祉政策で求められている包括的な支援体制の整備を意識すれば、社協には、地域福祉専門機関としての役割を発揮し、コミュニティワークにより住民・当事者の主体形成を支援していくことが最も期待される。
- ・限られた職員体制で兼務化の進行が避けられない中、受託事業を精査し本来取り組みたいことにどう活用できるかを考えたり、兼務を強みに変える職員育成のあり方を模索したり、地域福祉を進めるための職員の連携やチーム形成といった組織づくりも重要となってくる。

17. 財務状況

・令和 5 年度の県内市町社協の経常増減差額率及び純資産比率、流動比率の平均は、図表 17-1 のとおりで、過去 2 年と比較してほぼ横ばい状態だが、全国の社会福祉法人の平均より低い傾向が続いている。

<図表 17-1> 令和 5 年度経常増減差額率・純資産比率・流動比率

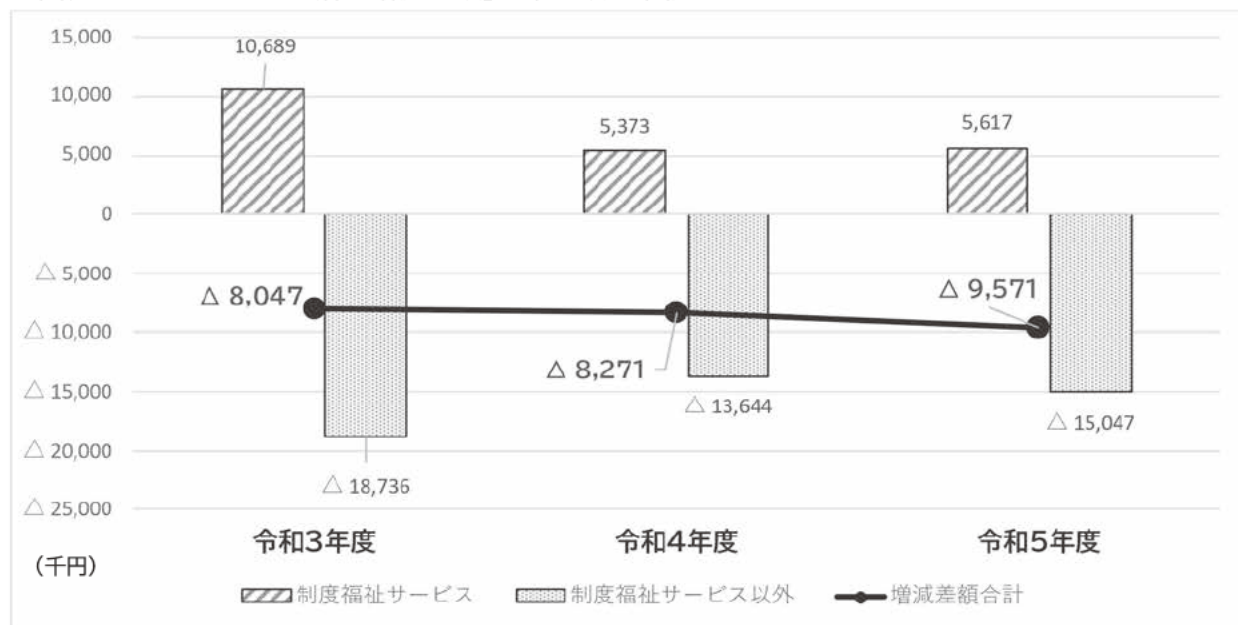
指標	内容	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	全国平均
経常増減差額率 【収益性】	サービス活動収益に対する経常増減差額の割合。マイナスとなる場合、主とする事業によって赤字が発生している。継続する場合、将来的な財務状況の悪化につながる可能性がある。	-1.38%	-1.38%	-1.50%	1.82%
純資産比率 【長期持続性】	総資産に占める純資産の割合。値が高いほど負債の支払い負担が小さく、長期持続性が高いことを意味する。公的補助のある社会福祉法人は通常 70%を超えることが多い。	67.1%	67.7%	67.7%	73.3%
流動比率 【短期安定性】	流動負債に対する流動資産の割合。運転資金の余裕度を示す。100%を下回る場合、短期支払義務に対する支払能力が不足している。一般的に 120%以上あれば安全とされている。	290.4%	281.5%	281.5%	337.3%

※全国平均:「社会福祉法人の現況報告書等の集約結果(2023 年度版)」より(令和 4 年度決算)

・令和 5 年度の市町社協の財源の平均は、「制度福祉サービス」の部門の収益が 52.7%、「制度福祉サービス以外」の部門の収益が 48.6%となっている。2 年連続で「制度福祉サービス」の占める割合が減少した。

・過去 3 カ年のサービス活動増減差額は図表 17-2 のとおりとなっており、「制度福祉サービス」の部門の収益では、「制度福祉サービス以外」の部門の経費を賄えていない状況が続いている。さらに、令和 5 年度は前年度より増減差額の平均が 1,300 千円減少し、△9,571 千円となっている。

<図表 17-2> 「サービス活動増減差額」の平均額の推移



※「制度福祉サービス」:介護保険・障害福祉サービス事業

※「制度福祉サービス以外」:法人運営、地域福祉、相談支援・権利擁護に関する事業

※本調査では、地域包括支援センターの予防給付や障害者の相談支援事業の給付費を伴う会計区分は「制度サービス」とし、それらを伴わない(収益が行政からの受託費のみ)会計区分は「制度福祉サービス以外」とする。

- ・また、過去 3 ヶ年のサービス活動増減差額がプラスの社協は図表 17-3 のとおり、ほぼ横ばいとなっている。なお、社会福祉充実計画実施中であれば赤字でも問題ない場合もある。多くの社協で実施する訪問介護事業は令和 6 年の介護報酬改定で減算となったため、「制度福祉サービス」の部門は今後さらに厳しい状況となることが予測される。

<図表 17-3> 事業活動計算書 サービス活動増減差額がプラスの社協数の推移

区分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全 体		9 市町(22.5%)	10 市町(25.0%)	12 市町(30.0%)
	「制度福祉サービス」の部門	21 市町(53.8%)	20 市町(51.3%)	22 市町(56.4%)
	「制度福祉サービス以外」の部門	2 市町(5.0%)	7 市町(17.5%)	7 市町(17.5%)

※「制度福祉サービス」の部門:母数 39

- ・社協の財務管理においては、全社協「市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント」等を踏まえ、内部牽制で不正を防ぐなど適切な内部管理体制を整えるとともに、財務状況を的確に把握するためには、正確で信頼される計算書類の作成を行うことが前提となる。
- ・「制度福祉サービス」の部門については、社協が取り組む意義を定期的に問い直し、継続的にサービスを点検し、月次決算を基に経営分析を行うことを、従事する職員も含めて取り組むことが重要である。事業継続のためには、着実な経営改善を通じて利益を生み出す必要がある。
- ・「制度福祉サービス以外」の部門についても収支状況を的確に把握し、補助・委託のあり方や必要額について、行政と粘り強く協議し続けることが求められる。
- ・近年は、組織基盤強化計画や経営検討委員会などにおいて、財務状況が見える化したり、財政改善の方策を検討したりする社協も少なくない。組織全体で財政健全化を目指す取り組みが進んでいる。

各種一覽表

福祉関係指標

ブロック	市町名	人口	世帯数	面積	可住地面積	可住地面積	高齢者数	高齢化率	一人暮らし高齢者数	要介護認定者数	要支援者数	要介護者数
		R6.4.1	R6.4.1	R6.4.1	R2.10.1	R2.10.1	R6.2.1	R6.2.1	R2.10.1	R6.1.31	R6.1.31	R6.1.31
		(人)	(世帯)	(km ²)	(km ²)	(ha)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)
神戸	神戸市	1,492,953	746,543	557.05	333.14	33,314	434,593	29.0	101,752	94,448	38,485	55,963
阪神	尼崎市	453,811	226,702	50.70	50.72	5,072	125,281	27.6	28,198	30,953	10,787	20,166
	西宮市	482,469	220,789	99.96	63.11	6,311	119,017	24.6	25,821	24,188	8,730	15,458
	芦屋市	92,720	42,910	18.47	11.27	1,127	28,585	30.7	6,601	6,161	2,326	3,835
	伊丹市	195,139	83,875	25.00	25.00	2,500	51,842	26.5	10,572	11,784	3,808	7,976
	宝塚市	221,191	96,836	101.80	44.92	4,492	65,962	29.7	12,579	14,386	4,829	9,557
	川西市	149,436	64,610	53.44	32.55	3,255	48,487	32.4	9,008	10,706	3,696	7,010
	三田市	104,933	42,820	210.32	74.26	7,426	31,222	29.6	3,656	5,446	1,845	3,601
	猪名川町	28,008	10,948	90.33	20.63	2,063	9,677	34.3	1,175	1,577	626	951
東播磨	明石市	306,091	137,877	49.42	47.37	4,737	80,199	26.2	18,784	16,527	6,654	9,873
	加古川市	255,533	110,132	138.48	103.52	10,352	74,205	29.0	12,107	15,137	7,065	8,072
	西脇市	36,652	15,069	132.44	38.56	3,856	13,099	35.6	1,959	2,783	640	2,143
	三木市	72,280	30,887	176.51	102.70	10,270	26,190	36.1	3,787	4,885	1,634	3,251
	高砂市	84,780	37,294	34.38	30.10	3,010	26,091	30.7	4,879	5,855	2,732	3,123
	小野市	46,357	18,375	92.94	57.65	5,765	13,898	29.9	1,899	2,575	761	1,814
	加西市	40,869	16,481	150.98	84.98	8,498	14,564	35.5	1,702	2,869	865	2,004
	加東市	39,867	17,469	157.55	80.26	8,026	10,911	27.2	1,469	2,011	378	1,633
	多可町	17,895	6,569	185.19	35.44	3,544	7,323	40.8	698	1,365	251	1,114
	稲美町	29,978	11,890	34.92	33.80	3,380	9,853	32.8	1,332	1,754	824	930
西播磨	播磨町	33,780	14,348	9.13	9.13	913	9,516	28.1	1,676	1,839	752	1,087
	姫路市	520,064	230,061	534.56	228.56	22,856	144,237	27.7	27,660	33,601	14,517	19,084
	相生市	26,708	11,531	90.40	22.32	2,232	10,036	37.3	1,983	1,923	667	1,256
	赤穂市	43,603	19,034	126.85	46.06	4,606	15,222	34.8	2,568	3,206	1,125	2,081
	宍粟市	32,307	12,833	658.54	71.59	7,159	12,963	39.8	1,697	2,657	683	1,974
	たつの市	71,449	28,218	210.87	82.95	8,295	23,323	32.5	3,145	4,554	1,318	3,236
	市川町	10,296	4,240	82.67	19.97	1,997	4,337	41.8	606	812	276	536
	福崎町	18,971	8,075	45.79	21.17	2,117	5,487	28.8	776	1,087	309	778
	神河町	9,772	3,801	202.23	25.96	2,596	4,036	41.0	520	818	236	582
	太子町	32,927	13,198	22.61	15.78	1,578	9,233	27.9	1,266	1,757	544	1,213
	上郡町	13,079	5,492	150.26	37.75	3,775	5,720	43.6	863	1,033	273	760
但馬	佐用町	14,461	5,812	307.44	58.45	5,845	6,608	45.1	1,010	1,578	468	1,110
	豊岡市	73,399	30,582	697.55	144.22	14,422	26,593	36.0	3,774	5,041	1,544	3,497
	養父市	20,505	8,128	422.91	66.95	6,695	8,609	41.6	1,298	1,902	415	1,487
	朝来市	27,179	11,359	403.06	65.04	6,504	10,290	37.7	1,537	2,350	891	1,459
	香美町	14,544	5,793	368.77	51.31	5,131	6,519	44.4	938	1,296	409	887
丹波	新温泉町	12,263	4,843	241.01	39.97	3,997	5,503	44.5	763	1,115	291	824
	丹波篠山市	38,139	15,989	377.59	95.85	9,585	14,236	37.2	2,115	2,829	621	2,208
	丹波市	58,728	23,480	493.21	121.59	12,159	21,560	36.6	2,964	4,434	996	3,438
淡路	洲本市	39,431	18,051	182.38	79.07	7,907	15,166	38.3	3,110	3,251	832	2,419
	南あわじ市	41,792	17,306	229.01	98.04	9,804	16,051	38.2	2,346	3,228	1,002	2,226
	淡路市	40,473	17,838	184.24	111.31	11,131	15,983	39.3	3,142	3,119	567	2,552
市部計(神戸市含まず)		3,615,905	1,606,536	6,104	2,081	208,052	1,063,822	-	200,360	228,361	81,928	146,433
町部計		235,974	95,009	1,740	369	36,936	83,812	-	11,623	16,031	5,259	10,772
全県計(神戸市含まず)		3,851,879	1,701,545	7,844	2,450	244,988	1,147,634	29.7	211,983	244,392	87,187	157,205
全県計(神戸市含む)		5,344,832	2,448,088	8,401	2,783	278,302	1,582,227	29.5	313,735	338,840	125,672	213,168

福祉関係指標

ブ ロ ッ ク	市 町 名	生産年齢人 口	年少人口	合計特殊 出生率	生活保護 受給世帯	保護率	身体障害 者手帳所 持者数	療育手帳 所持者数	精神障害 者保健福 祉手帳所 持者数	民生 委員数 (定数)	主任児童 委員数 (定数)
		R2.10.1	R2.10.1	R2.10.1	R6.4.30	R6.4.30	R6.3.31	R6.3.31	R6.3.31	R6.4.1	R6.4.1
		(人)	(人)		(世帯)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
神戸	神戸市	905,515	174,637	1.27	33,157	2.81	73,284	19,176	21,314	2,221	350
阪神	尼崎市	273,961	49,691	1.51	13,438	3.68	21,375	6,421	6,183	833	24
	西宮市	301,238	65,108	1.39	6,108	1.60	15,113	4,915	4,631	692	42
	芦屋市	54,013	11,455	1.31	569	0.77	3,163	745	815	111	6
	伊丹市	119,501	27,159	1.56	2,689	1.83	6,573	2,421	2,025	253	9
	宝塚市	132,082	29,519	1.37	2,061	1.19	9,255	2,674	2,273	293	19
	川西市	84,651	18,393	1.29	1,296	1.11	5,564	1,883	1,525	241	16
	三田市	66,406	13,945	1.13	303	0.34	3,912	1,105	899	218	10
	猪名川町	16,424	3,840	1.23	35	0.15	951	357	227	60	3
東播磨	明石市	180,779	41,159	1.62	3,903	1.67	10,669	3,710	3,406	385	29
	加古川市	154,490	32,949	1.36	1,816	0.86	8,849	2,997	2,423	404	22
	西脇市	21,022	4,585	1.31	181	0.57	1,515	492	307	88	5
	三木市	40,540	8,237	1.22	417	0.70	3,049	812	660	165	11
	高砂市	50,753	11,181	1.42	881	1.34	3,070	1,030	782	166	9
	小野市	27,330	6,329	1.46	145	0.36	1,611	564	322	102	7
	加西市	23,721	4,596	1.26	133	0.41	1,705	568	396	116	4
	加東市	24,656	5,133	1.72	128	0.36	1,324	390	330	97	7
	多可町	9,905	1,982	1.17	46	0.30	924	262	169	61	6
	稲美町	16,712	3,822	1.32	98	0.39	1,169	338	221	59	5
	播磨町	19,549	4,788	1.46	256	0.97	1,106	463	293	63	4
西播磨	姫路市	316,502	69,458	1.49	6,774	1.58	18,793	6,395	4,711	872	63
	相生市	14,639	3,246	1.50	214	1.05	1,054	366	218	64	3
	赤穂市	25,452	5,224	1.18	257	0.67	1,625	586	320	106	5
	宍粟市	18,166	4,000	1.36	150	0.57	1,523	442	253	119	9
	たつの市	41,731	9,216	1.34	382	0.65	2,556	953	537	163	10
	市川町	5,908	1,125	1.03	29	0.34	485	139	64	34	2
	福崎町	11,286	2,508	1.58	97	0.64	613	255	157	50	3
	神河町	5,409	1,151	1.53	27	0.36	492	165	65	36	2
	太子町	19,450	4,862	1.40	126	0.46	1,041	439	214	53	3
	上郡町	7,047	1,276	0.92	30	0.23	682	170	103	47	3
	佐用町	7,540	1,462	1.32	56	0.42	720	218	121	66	4
	豊岡市	41,395	9,488	1.65	460	0.74	3,078	1,016	531	210	13
但馬	養父市	10,926	2,447	1.62	80	0.48	1,311	331	141	92	8
	朝来市	15,128	3,430	1.70	69	0.30	1,215	350	151	132	9
	香美町	7,873	1,661	1.36	55	0.46	1,053	209	87	57	6
	新温泉町	6,453	1,401	1.63	56	0.62	732	179	101	49	4
	丹波篠山市	20,949	4,546	1.42	159	0.49	1,758	497	342	134	6
丹波	丹波市	32,453	7,439	1.59	106	0.20	2,780	805	595	183	13
淡路	洲本市	21,599	4,346	1.46	395	1.16	1,887	486	306	127	5
	南あわじ市	22,806	5,222	1.70	264	0.77	1,934	456	257	148	9
	淡路市	21,132	4,495	1.37	261	0.75	2,133	525	278	162	11
市部計(神戸市含まず)		2,158,021	461,996	-	43,639	-	138,394	43,935	35,617	6,676	384
町部計		133,556	29,878	-	911	-	9,968	3,194	1,822	635	45
全県計(神戸市含まず)		2,291,577	491,874	-	44,550	-	148,362	47,129	37,439	7,311	429
全県計(神戸市含む)		3,197,092	666,511	1.39	77,707	1.83	221,646	66,305	58,753	9,532	779

1. 地域福祉に関する計画策定

ブロック	市町名	地域福祉推進計画												
		R6.4.1												
		計画期間	策定委員会等		住民、当事者の参画の工夫					計画進行管理の点検、評価			次期計画	
策定委員会	作業部会		アンケート	委員公募	座談会開催	ヒアリング	パブリックコメント	評価委員会	理事会・評議員会	事務局	策定中・策定予定	策定予定時期		
神戸	神戸市	2021～2025		○						○		策定予定	2025	
阪神	尼崎市	2022～2026	○	○	○		○	○		○		○		
	西宮市	2021～2027	○	○			○	○		○			策定予定	2027
	芦屋市	2022～2026	○	○							○	策定予定	2025	
	伊丹市	2020～2024	○	○						○	○	策定予定	2025	
	宝塚市	2022～2026	○	○	○		○	○		○	○	策定予定	2026	
	川西市	2024～2031	○	○	○		○	○		○	○	策定予定	2031	
	三田市	2023～2027	○	○	○		○	○		○	○	策定予定	2026	
	猪名川町	2020～2024	○							○		○	策定中	2025
東播磨	明石市	2022～2025						○			○	○	策定予定	2024
	加古川市	2021～2026	○	○				○		○	○	○	策定予定	2025
	西脇市	2020～2025	○					○	○			○	策定中	2026
	三木市	2022～2026	○	○	○	○				○	○	○		
	高砂市	2023～2027	○		○		○				○	○	策定予定	2027
	小野市	2024～2028	○	○	○		○	○	○					
	加西市	2021～2025	○	○	○	○		○		○		○		
	加東市	2020～2024	○		○				○	○		○	策定中	2025
	多可町	2021～2025	○		○					○	○	○	策定予定	2025
	稲美町	2023～2027	○	○	○		○	○		○	○	○	策定予定	2027
	播磨町												策定中	2025
西播磨	姫路市	2022～2027	○	○				○	○			○	策定予定	2027
	相生市	2019～2024	○	○			○	○					策定予定	2024
	赤穂市	2023～2027	○				○	○		○	○	○	策定予定	2026
	宍粟市	2020～2024	○	○			○	○		○			策定中	2025
	たつの市	2023～2027	○	○							○	○	策定予定	2026
	市川町	2020～2024	○										策定中	2025
	福崎町	2022～2026	○	○	○			○				○	策定予定	2026
	神河町	2021～2025	○	○	○			○				○		
	太子町	2023～2029	○	○	○							○		
	上郡町												策定予定	2025
	佐用町	2022～2025	○	○		○		○		○	○	○	策定予定	2025
但馬	豊岡市	2022～2026	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	策定予定	2026
	養父市	2024～2026	○	○		○	○			○	○	○	策定予定	2026
	朝来市	2021～2025						○			○	○	策定中	2025
	香美町	2021～2025	○								○		策定予定	2025
	新温泉町	2023～2027	○	○	○		○			○	○	○	策定予定	2027
丹波	丹波篠山市	2024～2028	○	○				○		○			策定予定	2028
	丹波市	2021～2025	○	○	○				○		○	○	策定予定	2025
淡路	洲本市	2021～2026	○	○	○							○	策定予定	2026
	南あわじ市	2022～2026	○	○	○	○	○	○			○	○	策定予定	2026
	淡路市	2020～2024	○	○			○				○	○		
市部計(神戸市含まず)			26	22	13	5	14	18	6	12	16	23		
町部計			10	6	6	1	2	4	0	5	5	8		
全県計(神戸市含まず)			36	28	19	6	16	22	6	17	21	31		
全県計(神戸市含む)			36	29	19	6	16	22	6	17	22	31		

ブロック	市町名	地域福祉計画						地域福祉推進計画と地域福祉計画の連携						
		R6.4.1						R6.4.1						
		計画期間	社協としての関わり			次期計画		期間の一致	理念の共有	合同委員会	成果物一体作成	その他		
策定委員	作業委員		調査協力	策定中・策定予定	策定予定時期									
神戸	神戸市	2021～2025		○		策定予定	2024	○	○		○			
阪神	尼崎市	2022～2026	○	○				○	○					
	西宮市	2022～2028	○		○	策定予定	2028		○					
	芦屋市	2022～2026	○	○	○	策定予定	2025	○	○					
	伊丹市	2021～2028	○	○	○				○			双方の計画策定に双方の職員が参加。		
	宝塚市	2021～2025	○		○	策定予定	2025		○			相互の計画策定の委員等への参画。相互の施策や事業の共同推進。		
	川西市	2024～2031	○		○	策定予定	2031	○	○					
	三田市	2023～2027	○					○				相互が計画策定に参画。両計画が連動し、大きな乖離がないようにしている。		
	猪名川町	2020～2024			○	策定中	2026	○						
東播磨	明石市	2022～2025	○	○	○	策定予定	2024	○	○	○				
	加古川市	2021～2026	○			策定予定	2026	○	○			行政と社協とのビジョンのすり合わせをすることが重要。		
	西脇市	2020～2025	○		○	策定中	2026	○	○					
	三木市	2022～2026	○	○				○						
	高砂市	2023～2027	○	○	○	策定予定	2027	○	○					
	小野市	2023～2027	○						○					
	加西市	2020～2025	○		○				○			相互に策定・評価委員になっている。		
	加東市	2020～2024	○		○	策定中	2025	○	○	○	○			
	多可町													
	稲美町	2021～2025	○	○		策定予定	2024		○					
播磨町	2024～2028	○						○						
西播磨	姫路市	2021～2026	○			策定予定	2025		○			策定委員としてそれぞれ参画。		
	相生市	2023～2027	○			策定予定	2027		○					
	赤穂市	2022～2026	○		○	策定予定	2026		○					
	宍粟市	2020～2024	○		○	策定中	2025	○	○					
	たつの市	2023～2027	○			策定予定	2026	○						
	市川町													
	福崎町													
	神河町											町の長期総合計画と連動し、町全体の地域福祉を推進する。		
	太子町	2023～2029	○		○			○	○					
	上郡町											行政になく、一致するものがない。		
	佐用町	2023～2027	○			策定予定	2027					両計画の委員長が同じで連携・整合性を図る。地域福祉計画の中間評価に合わせて、次期推進計画を策定し、両計画の相互補完を図る。		
但馬	豊岡市	2022～2026				策定予定	2026	○	○	○	○			
	養父市	2020～2024	○						○			地域福祉計画に1年先行して、地域福祉推進計画を策定。内容を行政計画に反映できるようにした。		
	朝来市	2026～2030	○									地域福祉推進計画を参考に行政で地域福祉計画を作成している。地域福祉計画の策定委員会に社協職員が参画。		
	香美町	2023～2027							○					
	新温泉町	2018～2027	○		○	策定予定	2027	○	○			地域福祉ネットワークのイメージ図を共有。推進期間は行政の見直しを勘案すると合致する。		
丹波	丹波篠山市	2024～2028	○		○			○	○					
	丹波市	2021～2025	○	○		策定予定	2025	○	○	○	○			
淡路	洲本市	2021～2026	○		○	策定予定	2026	○	○					
	南あわじ市	2022～2026	○	○	○			○	○	○				
	淡路市	2022～2026	○	○	○				○					
市部計(神戸市含まず)			27	9	16			17	24	5	3			
町部計			5	1	3			3	5	0	0			
全県計(神戸市含まず)			32	10	19			20	29	5	3			
全県計(神戸市含む)			32	11	19			21	30	5	4			

2. 包括的な支援体制の構築に向けた取組状況

ブ ロ ッ ク	市 町 名	小地域福祉計画		包括的な支援体制の構築							
		R6.4.1		R6.4.1							
		全地域が 策定	一部地域 が策定	重層的支 援体制整 備事業(予 定含む)	社協 受託	その他	移行準備 事業実施 予定	社協 受託	行政との協議		
									勉強会	役割 分担	地域福祉計 画への反映
神戸	神戸市								○		
阪神	尼崎市			2022		協働実施			○	○	
	西宮市		○	2025	○		○	○		○	
	芦屋市			2022	○				○	○	○
	伊丹市		○	2023	○				○	○	○
	宝塚市	○							○	○	
	川西市	○		2024	○		○	○		○	○
	三田市		○	2025	○		○	○	○		
	猪名川町										
東播磨	明石市		○	2023	○					○	○
	加古川市								○		
	西脇市			2025			○				
	三木市		○								
	高砂市			2025			○				
	小野市			2024	○						
	加西市		○						○		
	加東市			2022	○						
	多可町								○		
	稲美町									○	○
	播磨町								○		
西播磨	姫路市		○	2022					○		
	相生市										
	赤穂市										
	宍粟市										
	たつの市			2025					○	○	
	市川町									○	
	福崎町										
	神河町										
	太子町			2026	○		○				
	上郡町								○		
	佐用町								○		
但馬	豊岡市		○							○	○
	養父市		○	2024					○		
	朝来市	○		2026						○	
	香美町								○		
	新温泉町		○						○		
丹波	丹波篠山市			2025	○		○		○	○	
	丹波市		○	2025						○	○
淡路	洲本市								○		
	南あわじ市			2025					○	○	
	淡路市								○		○
市部計(神戸市含まず)		3	10		9		6	3	14	13	7
町部計		0	1		1		1	0	6	2	1
全県計(神戸市含まず)		3	11		10		7	3	20	15	8
全県計(神戸市含む)		3	11		10		7	3	21	15	8

ブ ロ ッ ク	市 町 名	包括的な支援体制の構築											
		R6.4.1											
		社協内の体制づくり											
		ケース検討のメンバー											バック アップ 体制づ くり
		職種を超えた ケース検討	日常生活 自立支援 事業担当	生活福祉 資金貸付 担当	生活困窮 者支援自 立支援事 業担当	地域包 括支援 センター	介護支援 専門員	障がい者 相談支援 担当	介護保険 障害福祉 サービス 担当	福祉活動専 門員・コミュ ニティワー カー	生活支援 コーディネ ーター	その他	
神戸	神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ボランティアコーディネーター	○
阪神	尼崎市	○	○							○	○		
	西宮市												○
	芦屋市	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	伊丹市	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	宝塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	川西市	○	○	○				○		○	○	ボランティア活動センター職員	○
	三田市	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
	猪名川町												○
東播磨	明石市	○	○	○	○	○		○					○
	加古川市												
	西脇市												○
	三木市	○	○	○	○					○	○		
	高砂市												
	小野市	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
	加西市	○				○					○		○
	加東市	○	○		○						○		○
	多可町	○	○	○	○					○	○		
	稲美町												○
	播磨町												
西播磨	姫路市												○
	相生市												○
	赤穂市												
	宍粟市												○
	たつの市												○
	市川町	○	○	○	○				○		○		
	福崎町												
	神河町												○
	太子町												○
	上郡町	○	○	○	○		○		○	○			○
	佐用町												
但馬	豊岡市												○
	養父市	○			○		○				○	ふれあい訪問員	○
	朝来市	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
	香美町	○	○			○	○	○					○
	新温泉町												
丹波	丹波篠山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	丹波市	○				○	○				○		
淡路	洲本市	○			○	○	○	○					○
	南あわじ市	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	淡路市	○	○	○	○		○	○	○	○			○
市部計(神戸市含まず)		18	14	12	14	11	10	11	9	10	15		21
町部計		4	4	3	3	1	2	1	2	2	2		6
全県計(神戸市含まず)		22	18	15	17	12	12	12	11	12	17		27
全県計(神戸市含む)		23	19	16	18	13	13	13	12	13	18		28

3. 小地域福祉活動の推進

ブ ロ ッ ク	市 町 名	自治会 数	小学校数 (校区)	中学校数 (校区)	小地域福祉推進組織							福祉 委員数	まちづくり協議会		
					R6.4.1						R6.4.1				
		有 無	設置圏域					R6.4.1 (人)	設置 の有無	福祉部会					
			自治 会 ・ 集 落	小学 校区	中学 校区	旧村	旧市 町			その他	有	一部 有			
													R6.4.1 (力所)	R6.4.1 (力所)	R6.4.1 (力所)
神戸	神戸市	2700	164	85	○		○					－	○	○	
阪神	尼崎市	565	42	19	○	○			○		○	－	○		
	西宮市	450	41	20	○		○					－			
	芦屋市	82	8	3	○		○					158			
	伊丹市	196	17	8	○		○					－	○	○	
	宝塚市	279	23	12	○		○					－	○	○	
	川西市	131	16	7	○		○					1,200	○	○	
	三田市	179	20	8	○			○				－	○		○
	猪名川町	49	6	2	○		○					93	○		○
東播磨	明石市	476	28	13	○		○	○				－	○		○
	加古川市	311	27	12	○	○		○				389	○		○
	西脇市	87	8	4								－	○	○	
	三木市	199	13	6	○			○				94	○	○	
	高砂市	122	10	6	○	○						920	○		
	小野市	90	8	4	○		○					86	○		○
	加西市	142	11	4	○	○	○					116	○		○
	加東市	79	9	4	○	○						－	○		
	多可町	62	5	3								－	○		
	稲美町	65	5	2								65	○		
	播磨町	45	4	2	○	○						－			
西播磨	姫路市	925	69	35	○		○					236			
	相生市	24	7	3	○	○						127			
	赤穂市	97	10	5	○		○					208	○		
	宍粟市	156	11	7	○	○						856	○		
	たつの市	215	17	6	○	○						209	○		○
	市川町	30	4	1								65			
	福崎町	33	4	2	○	○						62			
	神河町	40	3	1								－	○	○	
	太子町	66	4	2								－	○		
	上郡町	115	3	1	○	○						117	○	○	
	佐用町	131	4	4	○		○					160	○		○
但馬	豊岡市	359	22	9	○	○						406	○		○
	養父市	162	9	4	○	○	○					746	○	○	
	朝来市	159	9	4	○		○					－	○		○
	香美町	119	8	3	○	○						134	○		
	新温泉町	115	6	2	○	○	○					90	○		○
丹波	丹波篠山市	262	14	5								257	○	○	
	丹波市	298	20	6	○		○					361	○		○
淡路	洲本市	160	13	5	○	○	○					68			
	南あわじ市	203	15	5	○		○					－	○		
	淡路市	279	11	5	○		○					32	○		○
市部計(神戸市含まず)		6,687	508	229	26	11	16	4	1	0	1	6,469	23	7	10
町部計		870	56	25	7	5	3	0	0	0	0	786	9	2	3
全県計(神戸市含まず)		7,557	564	254	33	16	19	4	1	0	1	7,255	32	9	13
全県計(神戸市含む)		10,257	728	339	34	16	20	4	1	0	1	7,255	33	10	13

ブ ロ ッ ク	市 町 名	小地域福祉活動								
		R6.4.1								
		ふれあ いサロン (力所)	サロン以外の活動							
			見守り ・ 声かけ	家事 援助	外出 支援	給食 ・ 配食	子ども 食堂	座談会 ・ 学習会	福祉・ 防災 マップ 作成	その他内容
神戸	神戸市	1865	○	○	○	○	○	○	○	
阪神	尼崎市	606	○	○		○	○	○	○	
	西宮市	500	○	○	○	○	○	○	○	地区ボランティアセンターの設置(地区社協運営)
	芦屋市	72	○				○	○	○	高齢者のつどい
	伊丹市	134	○	○	○		○	○	○	ご近所会
	宝塚市	181	○	○	○	○	○	○	○	学習支援、子どもの預かり、日曜大工、パソコンサポートなど
	川西市	59	○	○	○		○	○	○	地区相談窓口
	三田市	128	○	○	○	○	○	○	○	ふれあいウォーキング・多世代交流イベント・歳末たすけあい地域事業
	猪名川町	18	○			○		○		
東播磨	明石市	145	○			○	○			
	加古川市	300	○				○	○	○	ゴミ出し支援等の生活支援活動
	西脇市	57		○						
	三木市	87	○	○	○		○		○	
	高砂市	68	○	○			○	○		住民相互の助け合い活動(お助け隊)
	小野市	46	○	○	○			○		
	加西市	89	○	○	○	○	○	○	○	
	加東市	64	○	○				○		
	多可町	43	○	○	○		○	○	○	
	稲美町	51		○	○	○	○	○		
	播磨町	30	○	○	○				○	
西播磨	姫路市	207	○	○		○	○	○	○	世代間交流、高齢者の集い、子育て支援、広報・PR
	相生市	21	○		○		○	○		
	赤穂市	39	○	○		○		○	○	
	宍粟市	17	○				○	○	○	福祉の出前講座(福祉委員の役割、地域見守り会議等)
	たつの市	100	○	○	○		○	○	○	
	市川町	36	○							
	福崎町	34	○	○		○				
	神河町	58	○	○	○	○	○		○	命のカプセル、ポーチの配布
	太子町	55	○				○			
	上郡町	14	○			○		○		
	佐用町	67	○	○			○	○	○	
但馬	豊岡市	267	○	○	○	○	○	○	○	
	養父市	100	○	○	○	○	○	○	○	友愛訪問事業
	朝来市	80	○		○		○	○	○	
	香美町	83	○							つどい場づくり、地域食堂
	新温泉町	42	○	○	○	○		○	○	
丹波	丹波篠山市	106	○	○	○	○	○	○	○	地区福祉会議、集落福祉会議を開催
	丹波市	155	○	○	○		○	○	○	
淡路	洲本市	73				○	○			
	南あわじ市	77	○	○	○		○	○	○	
	淡路市	109	○		○		○	○	○	
市部計(神戸市含まず)		3,887	26	20	17	12	24	24	21	
町部計		531	11	7	5	6	5	6	5	
全県計(神戸市含まず)		4,418	37	27	22	18	29	30	26	
全県計(神戸市含む)		6,283	38	28	23	19	30	31	27	

4. ボランティア活動・ボランティアセンターの状況

ブロック	市町名	ボランティア活動			ボランティアセンターの状況			
		R6.4.1			R6.4.1			
		個人	グループ	調整件数	名称	運営委員会		
		(人)	(団体)	(件)		設置の有無	委員数	回数
神戸	神戸市	122,499	3,279	1,023	神戸市ボランティア情報センター、〇区ボランティアセンター	○	12	2
阪神	尼崎市	10,333	457	157	尼崎市ボランティアセンター			
	西宮市	3,098	166	157	西宮市社会福祉協議会ボランティアセンター	○	14	3
	芦屋市	1,814	72	61	芦屋市社協ボランティア活動センター	○	6	2
	伊丹市	3,309	151	1,426	伊丹市ボランティア・市民活動センター	○	14	3
	宝塚市	2,447	304	352	宝塚ボランティアプラザZukavo	○	13	4
	川西市	5,133	276	486	ボランティア活動センター	○	13	2
	三田市	5,206	243	53	三田市ボランティア活動センター			
	猪名川町	1,034	35	664	猪名川町社会福祉協議会ボランティア活動センター	○	6	2
東播磨	明石市	1,714	135	35	明石市ボランティアセンター			
	加古川市	6,367	547	169	加古川市ボランティアセンター	○	13	2
	西脇市	4,517	108	85	西脇市ボランティアセンター			
	三木市	7,949	367	838	ボランティア活動プラザみき	○	11	11
	高砂市	10,231	85	157	ボランティア活動センター	○	15	2
	小野市	1,657	93	159	小野市ボランティアセンター			
	加西市	11,132	90	120	ボランティア・市民活動センター	○	19	3
	加東市	864	70	51	加東市ボランティアセンター			
	多可町	874	64	702	多可町ボランティアセンター	○	13	4
	稲美町	820	34	23	稲美町社会福祉協議会ボランティアセンター	○	28	6
	播磨町	449	35	17	播磨町ボランティアセンター	○	8	3
西播磨	姫路市							
	相生市	1,554	73	915	相生市ボランティアセンター			
	赤穂市	2,210	87	61	赤穂市ボランティアセンター			
	宍粟市	1,173	133	1,340	宍粟市ボランティア市民活動センター			
	たつの市	10,937	372	183	たつの市ボランティアセンター	○	13	6
	市川町	361	16	35	ボランティアセンター			
	福崎町	1,024	40	403	ボランティア・センター			
	神河町	1,076	81	8	神河町社会福祉協議会ボランティアセンター			
	太子町	595	51	559	太子町ボランティアセンター			
	上郡町	697	47	43	上郡町ボランティアセンター	○	9	1
	佐用町	4,092	102	16	佐用町ボランティアセンター	○	10	3
但馬	豊岡市	2,182	100	794	ボランティア・市民活動センター			
	養父市	2,436	94	1,942	養父市ボランティア・市民活動センター	○	12	2
	朝来市	1,830	157	40	朝来市ボランティア市民活動センター	○	7	2
	香美町	1,418	38	226	香美町ボランティアセンター	○	15	3
	新温泉町	3,043	49	0	新温泉町ボランティアセンター	○	6	3
丹波	丹波篠山市	818	30	87	ボランティアセンター			
	丹波市	1,695	98	112	丹波市ボランティア・市民活動センター	○	11	2
淡路	洲本市	1,543	63	53	洲本市ボランティアセンター			
	南あわじ市	1,359	75	367	南あわじ市社会福祉協議会ボランティアセンター			
	淡路市	1,276	129	1,851	淡路市ボランティアセンター			
市部計(神戸市含まず)		104,784	4,575	12,051		13		
町部計		15,483	592	2,696		8		
全県計(神戸市含まず)		120,267	5,167	14,747		21		
全県計(神戸市含む)		242,766	8,446	15,770		22		

5. 福祉学習の実施状況

ブロック	市町名	学校に対する福祉学習の協力・働きかけ							学校で取り組まれている福祉学習				
		R5実績							R5実績				
		情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成	事前学習	体験学習	当事者との交流	子どもの振り返り	企画者同士の振り返り
神戸	神戸市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
阪神	尼崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	西宮市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	芦屋市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	伊丹市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	宝塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	川西市	○			○		○			○	○		
	三田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	猪名川町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
東播磨	明石市		○	○	○		○			○	○	○	
	加古川市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	西脇市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	三木市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	高砂市	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
	小野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	加西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	加東市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	多可町	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	稲美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	播磨町	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○
西播磨	姫路市	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
	相生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	赤穂市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	宍粟市	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
	たつの市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市川町	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
	福崎町	○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	神河町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	太子町			○	○		○	○	○	○	○	○	
	上郡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	佐用町	○	○	○	○		○	○	○	○		○	
但馬	豊岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	養父市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	朝来市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	香美町	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
	新温泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
丹波	丹波篠山市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	丹波市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
淡路	洲本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	南あわじ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	淡路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市部計(神戸市含まず)		27	27	27	28	20	28	21	25	28	27	25	11
町部計		11	11	12	12	6	12	12	10	12	8	10	5
全県計(神戸市含まず)		38	38	39	40	26	40	33	35	40	35	35	16
全県計(神戸市含む)		39	39	40	41	27	41	33	35	41	36	36	16

ブ ロ ッ ク	市 町 名	住民に対する福祉学習					福祉学習の推進に向けた情報交換・協議の場								
		R5実績					R5実績								
		サマー ボランティア	ボラン ティア 組織化	福祉 活動 体験	当事 者との 交流	作文・ ポス ター等 募集	有 無	参加者内訳							その他
								社協	学校 関係者	教育 委員会	地区 社協	地縁 組織	ボラン ティア	当事者 組織	
神戸	神戸市					○									
阪神	尼崎市			○	○		○	○							
	西宮市			○	○										
	芦屋市			○											
	伊丹市			○			○	○	○	○		○	○	○	
	宝塚市		○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	主任児童委員
	川西市		○	○	○										
	三田市		○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	市内障害者施設・事業所
	猪名川町														
東播磨	明石市			○	○		○	○	○				○	○	
	加古川市			○	○										
	西脇市			○	○		○	○	○						
	三木市		○	○	○										
	高砂市	○		○	○										
	小野市	○	○	○		○	○	○	○						
	加西市	○	○	○			○	○	○				○		
	加東市														
	多可町		○	○	○		○	○	○						
	稲美町	○	○	○	○		○	○	○	○					
	播磨町			○			○	○					○		
西播磨	姫路市			○											
	相生市	○		○	○		○	○	○	○					
	赤穂市		○	○		○	○	○	○	○					
	宍粟市			○			○	○	○						
	たつの市	○		○			○	○	○						
	市川町			○											
	福崎町		○				○	○	○	○					
	神河町						○	○	○						
	太子町		○												
	上郡町	○	○	○	○		○	○	○					○	保護者、町内障がい支援施設
	佐用町	○		○			○	○	○						
但馬	豊岡市	○	○	○	○										
	養父市		○	○	○		○	○	○	○					
	朝来市	○		○	○										
	香美町	○		○			○	○	○				○		笑顔の森むらおか、こぶし園など
	新温泉町	○	○	○	○		○	○	○						
丹波	丹波篠山市			○	○										
	丹波市	○	○	○			○	○	○						
淡路	洲本市		○	○											
	南あわじ市			○			○	○	○	○					
	淡路市		○	○	○	○									
市部計(神戸市含まず)		8	12	27	16	3	15	15	14	7	0	3	5	4	
町部計		5	6	8	4	0	9	9	8	2	0	0	2	1	
全県計(神戸市含まず)		13	18	35	20	3	24	24	22	9	0	3	7	5	
全県計(神戸市含む)		13	18	35	20	4	24	24	22	9	0	3	7	5	

ブロック	市町名	福祉学習の推進に向けた情報交換・協議の場				福祉学習に関する成果物・新たなプログラム(具体的内容)	
		R5実績				R5実績	
		話し合う内容					
		社協からの情報提供等	情報交換	福祉学習推進の検討・研究	その他		
神戸	神戸市						
阪神	尼崎市						
	西宮市						
	芦屋市						保育所への視覚障がい者の講話、中学生と老人会の交流、学校での福祉学習への民生委員・福祉推進委員の参加
	伊丹市	○	○	○			
	宝塚市	○	○	○			福祉学習プログラム集の改訂(Ver.3)
	川西市						
	三田市	○	○	○			福祉学習プログラム冊子の作成・障害者施設団体版福祉学習プログラム冊子の作成
	猪名川町						
東播磨	明石市	○					地域自立支援協議会や近畿大学の学生が作成した精神障がい理解に関するプログラムを地区社協会長会で紹介し、2地区で実施。
	加古川市						社協出前講座のプログラムメニューを見直し、新たに作成した。
	西脇市	○	○				
	三木市						
	高砂市						
	小野市	○					コロナ禍以前と同様に活動ができるよう、施設などへ受け入れについて働きかけた。
	加西市	○	○	○			当事者の声をきく(視覚障がい者への理解を深める)
	加東市						障害をお持ちの当事者による講話と支援体験
	多可町	○	○	○			ふくし防災マップづくり、集落向けふくし防災マップづくりを実施。また、支え合い活動を検討中の集落への参画やアンケート実施協力。
	稲美町	○	○	○			知的障害者体験、視覚障害者交流会、聴覚障害者勉強会の実施等
西播磨	播磨町	○					知的障がい者団体と協働して、疑似体験を行うブースをイベント会場で出展した。
	姫路市						行政が行う防災教育にタイアップし、地域の共助、互助活動を紹介する。
	相生市	○	○	○			
	赤穂市	○	○		福祉学習に関する研修		
	宍粟市	○		○			やすらぎ福祉センターに「福祉学習機材展示ホール」の機能を持たせた。教職員を対象に福祉学習研修会を実施。
	たつの市	○	○				
	市川町						
	福崎町	○	○				
	神河町	○	○				
	太子町						
但馬	上郡町	○	○		年度ごとの福祉担当教諭の研修メニューなど		防災福祉として、上郡町と地区の防災訓練のなかで、災害をテーマに講和を行う。
	佐用町	○	○				
	豊岡市						子どもたちの年間の福祉学習の集大成として、小学校、コミュニティ組織、社協が協働し、地域にてカフェ(悩み事相談)を運営
	養父市	○	○	○			
	朝来市						車椅子体験学習の他に、共同募金のしくみを伝えて支え合い活動について学生と一緒に考えた。
丹波	香美町	○		○			①ボランティア福祉学習実践記録集の作成、②高校生ボランティアサークルが点字学習をし、当事者と手紙のやり取り。
	新温泉町	○	○				ボランティア運営委員会、ボランティアグループと福祉講演会を協働実施。障害事業所と新春運動会。
	丹波篠山市						福祉ジュニアカレッジ(小学生向け福祉学習)
淡路	丹波市	○	○		実技(車いす・アイマスク・高齢者疑似体験)		出張介護教室(介護サービス手続きや認知症)。出張福祉教室(支えあいの地域づくり)。福祉学習サポーターボランティア養成講座。
	洲本市						
	南あわじ市	○		○			
	淡路市						オンラインを活用した交流
市部計(神戸市含まず)		14	10	8			
町部計		9	7	3			
全県計(神戸市含まず)		23	17	11			
全県計(神戸市含む)		23	17	11			

6. 当事者支援活動の実施状況

ブロック	市町名	社協の支援する当事者組織										
		R6.4.1										
		一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症本人・家族	介護者家族	男性介護者	身体障害者・児	知的障害者・児	精神障害者	子育て中の親など	引きこもり本人・家族	その他
神戸	神戸市											
阪神	尼崎市		○							○		
	西宮市		○	○	○		○	○	○	○		難病・不登校
	芦屋市		○				○	○	○		○	
	伊丹市		○	○	○	○						
	宝塚市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	断酒会、戦没者遺族会、アレルギーサークル「Zukalleひろば」等
	川西市	○	○	○			○	○	○	○		
	三田市		○		○	○	○	○	○	○	○	失語症の会、断酒会等
	猪名川町		○				○	○	○			
	東播磨	明石市		○	○		○	○	○	○		
加古川市			○				○	○		○	○	加古川市障がい者団体連絡会
西脇市							○	○	○			
三木市		○	○	○			○	○	○	○	○	「高次機能障害の会」「失語症の会」「アルコール依存症の会」
高砂市			○	○	○							
小野市					○		○	○				
加西市			○				○	○	○			
加東市							○	○				
多可町					○		○	○				
稲美町			○		○		○	○	○	○	○	
播磨町							○	○				
西播磨	姫路市											
	相生市						○	○	○			
	赤穂市				○							
	宍粟市						○	○	○			婦人共励会、遺族会
	たつの市					○	○					ツインラビット(多胎児家族会)
	市川町						○	○				
	福崎町						○	○				婦人共励会、戦没者遺族会
	神河町				○							
	太子町						○	○				
	上郡町	○										
	佐用町	○					○	○				
但馬	豊岡市		○				○	○	○	○	○	
	養父市	○	○		○		○	○	○	○		
	朝来市						○	○	○			
	香美町	○										
	新温泉町						○			○		
丹波	丹波篠山市						○	○				
	丹波市						○	○	○			
淡路	洲本市		○				○	○			○	
	南あわじ市		○				○	○	○	○		
	淡路市	○	○	○	○	○		○		○	○	
市部計(神戸市含まず)		4	17	8	9	6	22	22	16	11	8	
町部計		3	2	0	3	0	9	8	2	2	1	
全県計(神戸市含まず)		7	19	8	12	6	31	30	18	13	9	
全県計(神戸市含む)		7	19	8	12	6	31	30	18	13	9	

ブ ロ ッ ク	市 町 名	当事者組織への関わり					
		R6.4.1					
		つどい 開催 支援	組織化 支援	交流 支援	社協 との 協働 事業	社会に 対する 啓発支 援	その他
神戸	神戸市						
阪神	尼崎市						ファミリーサポート事業依頼会員と協力会員の交流会の実施
	西宮市	○	○	○	○	○	
	芦屋市	○	○	○		○	
	伊丹市	○	○		○	○	活動助成
	宝塚市	○	○	○	○	○	当事者組織(障害・病気・介護に限る)立上げ費用助成
	川西市	○	○	○			
	三田市	○	○		○	○	セルフヘルプグループ活動の紹介冊子発行
	猪名川町	○	○		○		
東播磨	明石市	○	○			○	
	加古川市		○	○	○	○	
	西脇市	○					活動助成
	三木市	○	○			○	運営に関する支援
	高砂市	○		○	○		
	小野市	○	○	○			
	加西市	○		○	○	○	
	加東市	○	○	○	○		
	多可町	○	○	○	○	○	
	稲美町	○	○		○	○	
	播磨町	○	○				
西播磨	姫路市						
	相生市	○					組織運営のための助成金
	赤穂市	○	○	○			
	宍粟市	○	○	○	○		事務運営支援、助成金の交付等
	たつの市		○				
	市川町	○		○			
	福崎町	○	○	○			
	神河町			○			
	太子町	○	○			○	
	上郡町	○					3障害の会長を含めた、上郡町障がい者問題懇話会のオブザーバーとしての参画
	佐用町	○					
但馬	豊岡市	○	○	○			
	養父市	○	○	○	○	○	
	朝来市			○		○	
	香美町	○					助成金の交付
	新温泉町	○		○		○	
丹波	丹波篠山市		○	○			
	丹波市		○	○	○	○	
淡路	洲本市	○	○	○	○	○	
	南あわじ市	○			○		
	淡路市	○	○	○		○	
市部計(神戸市含まず)		21	20	18	13	14	
町部計		11	6	5	3	4	
全県計(神戸市含まず)		32	26	23	16	18	
全県計(神戸市含む)		32	26	23	16	18	

7. 重層的なネットワークの状況

8. 社会福祉法人連絡協議会の状況

ブ ロ ッ ク	市 町 名	重層的なネットワーク						社会福祉法人連絡協議会															
		R6.4.1						R6.4.1			R6.4.1				R5実績								
		住民間の ネットワーク		住民・専門職の ネットワーク		制度 化の ネット ワーク	ネ ッ ト ワ ー ク 有	協 定 有	参 画 数 事 業 者	設 立 済	設 立 年	法 人 数	行 政 の 関 与	活動内容									
		全市 町域	一部 の 地域	全市 町域	一部 の 地域									相談 支援	困窮 者支 援	人材 確保・ 育成	地域 づくり	災害 支援	実務者 ネット ワーク				
神戸	神戸市	○		○		○	○	○	40	○	－	286		○	○	○	○	○	○	○			
阪神	尼崎市	○		○		○	○	○	10	○	2018	46				○				○			
	西宮市		○		○	○	○	○	131	○	2019	29				○				○			
	芦屋市		○			○	○	○	130	○	2020	20					○			○			
	伊丹市	○		○			○	○	263	○	2008	20											
	宝塚市	○		○		○	○	○	273	○	2016	27	○		○			○	○				
	川西市	○		○		○	○	○	38	○	2018	16			○	○	○			○			
	三田市	○			○	○	○	○		○	2017	15				○							
	猪名川町					○				○	2023	6			○					○			
東播磨	明石市		○		○					○	2017	28		○			○	○	○				
	加古川市		○				○	○		○	2019	42						○	○				
	西脇市		○		○	○	○		117	○	2019	13	○				○			○			
	三木市																						
	高砂市		○		○	○				○	2020	20								○			
	小野市	○		○		○	○		60	○	2017	21					○			○			
	加西市		○		○					○	2016	14	○			○		○					
	加東市		○							○	2018	16	○	○				○					
	多可町					○	○			○	2023	8			○								
	稲美町		○				○	○	31	○	2022	9		○	○	○				○			
	播磨町		○							○	2017	7			○			○					
西播磨	姫路市	○			○	○	○		33	○	1959	86				○		○					
	相生市		○		○	○	○		90	○	2020	8			○		○	○	○				
	赤穂市		○		○	○	○	○	74	○	2018	10	○					○	○				
	宍粟市	○			○					○	2019	18	○							○			
	たつの市	○				○	○	○	108	○	2018	27								○			
	市川町																						
	福崎町		○		○	○				○	2023	4								○			
	神河町		○			○	○	○	14														
	太子町									○	2023	20		○	○		○						
	上郡町						○	○		○	2020	7			○	○							
	佐用町		○	○			○		19	○	2015	10	○	○	○			○	○				
但馬	豊岡市	○			○	○	○	○	324	○	2017	23	○							○			
	養父市	○		○			○	○	62	○	2022	10											
	朝来市		○	○		○	○	○	82	○	2023	10								○			
	香美町		○			○	○	○	55														
	新温泉町		○		○	○	○	○	53	○	2019	4	○			○	○	○	○				
丹波	丹波篠山市		○	○		○	○	○	27	○	2016	11		○		○	○	○	○				
	丹波市		○		○	○	○	○	35	○	2015	18	○	○	○	○				○			
淡路	洲本市		○		○	○			0	○	2020	11								○			
	南あわじ市		○			○	○	○	4	○	2014	11	○	○	○	○	○	○	○				
	淡路市		○		○	○																	
市部計(神戸市含まず)		11	16	8	14	20	20	16	1,861	26		604	9	5	5	9	8	10	20				
町部計		0	7	1	2	6	7	5	172	9		41	2	3	7	3	2	3	5				
全県計(神戸市含まず)		11	23	9	16	26	27	21	2,033	35		645	11	8	12	12	10	13	25				
全県計(神戸市含む)		12	23	10	16	27	28	22	2,073	36		931	11	9	13	13	11	14	26				

9. 相談活動の実施状況

ブロック	市町名	社会福祉法人連絡協議会	一般相談			
		R5実績	R6.4.1			
		活動内容	相談員			
		その他	実施	民生委員	社協職員	その他
神戸	神戸市		○	○		行政相談員等
阪神	尼崎市		○		○	
	西宮市		○		○	
	芦屋市		○	○	○	
	伊丹市		○	○	○	地域住民、ケアマネジャー等
	宝塚市	法人が地域団体に貸し出せる備品情報のとりまとめ、ひきこもり当事者への仕事の切り出し	○	○	○	
	川西市		○	○	○	
	三田市		○		○	
	猪名川町		○	○		
東播磨	明石市		○		○	
	加古川市		○		○	
	西脇市		○		○	
	三木市		○	○	○	学識経験
	高砂市	出前講座の実施(一部の法人)	○		○	
	小野市		○	○		
	加西市		○		○	
	加東市		○	○	○	
	多可町		○	○		
	稲美町		○		○	司法書士
	播磨町	所有する資機材を自治会等へ貸し出す	○	○		
西播磨	姫路市	研修を2回実施(職員資質向上、BCPについて)	○		○	
	相生市		○	○		
	赤穂市		○	○	○	
	宍粟市		○		○	
	たつの市		○		○	弁護士、司法書士、社会福祉士
	市川町		○	○		人権擁護員、行政相談員、社会教育委員
	福崎町		○	○		地裁の元調停員、元書記官、司法書士
	神河町		○		○	行政相談員、人権擁護委員
	太子町		○	○		身体・知的・精神障害者相談員
	上郡町		○	○		
	佐用町		○		○	
但馬	豊岡市		○		○	
	養父市	参加法人代表者等への研修会を実施	○			社協会長が委嘱した福祉総合相談員
	朝来市		○		○	社協委員
	香美町		○		○	
	新温泉町	町内にない法人の多職種の意見を吸い上げる仕組みとして協賛会員を設置	○		○	
丹波	丹波篠山市	若者等の就労支援、提言・意見具申の取り組み	○	○		専任相談員(元民生委員児童委員)
	丹波市		○		○	
淡路	洲本市	福祉学習	○		○	
	南あわじ市		○		○	
	淡路市		○		○	
市部計(神戸市含まず)			28	10	24	
町部計			12	7	5	
全県計(神戸市含まず)			40	17	29	
全県計(神戸市含む)			41	18	29	

ブ ロ ッ ク	市 町 名	専門相談				地域包括支援センター					障害者基幹相談支援センター	
		R6.4.1				R6.4.1					R6.4.1	
		法 律 相 談	介 護 相 談	結 婚 相 談	その他	セ ン ター 数	サ ブ セ ン ター	ブ ラ ン チ	基 幹 の 有 無	社 協 の 受 託	基 幹 の 有 無	社 協 の 受 託
神戸	神戸市	○	○		市民後見人候補者による成年後見手続き相談室の開催	76					○	
阪神	尼崎市	○	○			12					○	
	西宮市				ボランティア相談・障害者総合相談・障害者就労相談等	15						
	芦屋市	○	○			4			○	○	○	○
	伊丹市	○	○		精神科相談	10			○	○		
	宝塚市	○	○			7					○	
	川西市	○				8		2	○		○	○
	三田市	○				6			○	○	○	
	猪名川町				成年後見個別相談・権利擁護個別相談	2			○	○		
東播磨	明石市	○	○			6					○	○
	加古川市	○			債務についての相談	6					○	○
	西脇市					2		5	○	○	○	
	三木市	○			成年後見専門相談	1	2	9			○	
	高砂市		○			1	1	3	○	○		
	小野市					1		3	○	○		
	加西市				ボランティア・身障協会・認知症	1						
	加東市				行政相談、人権相談、身体障害者相談、知的障害相談、こころの病気・障害相談	1		2	○		○	
	多可町	○	○		家事関係の悩み相談	1		3				
	稲美町	○	○		認知症相談	1			○		○	○
	播磨町	○				1			○	○	○	
西播磨	姫路市				成年後見センターによる専門相談（弁護士、司法書士、社会福祉士）	24						
	相生市	○	○		ひきこもり相談	1		4	○		○	
	赤穂市	○			カウンセリング相談	1		5			○	
	宍粟市	○	○	○		1	3		○		○	
	たつの市	○			成年後見	1		5				
	市川町	○				1						
	福崎町	○				1			○		○	
	神河町	○	○		自立相談機関による生活相談、司法書士による相続や登記に関する相談	1					○	○
	太子町					1		1	○		○	
	上郡町	○				1						
	佐用町	○	○			1		7	○			
但馬	豊岡市	○		○		4					○	
	養父市	○		○		1		4	○		○	
	朝来市		○	○	障害相談	2		8			○	
	香美町	○		○	相続・遺言相談	1			○			
	新温泉町	○				1			○		○	
丹波	丹波篠山市					2					○	
	丹波市	○			障がいがある方の相談支援	4			○		○	
淡路	洲本市		○		障がいに関する相談、不登校・ひきこもりに関する相談	1		4	○		○	
	南あわじ市	○	○			1		5			○	○
	淡路市		○			1		3	○		○	
市部計（神戸市含まず）		17	12	4		126	6	64	14	6	21	5
町部計		10	4	1		12	0	9	8	2	6	2
全県計（神戸市含まず）		27	16	5		138	6	73	22	8	27	7
全県計（神戸市含む）		28	17	5		214	6	73	22	8	28	7

10. 社協が有する権利擁護機能

ブ ロ ッ ク	市 町 名	中核機関及び権利擁護(成年後見)支援センター				
		R6.4.1				
		中 核 機 関	セ ン タ ー	センター名称	センター 設置主体	センター 運営主体
神戸	神戸市	○	○	神戸市成年後見支援センター	行政	社協
阪神	尼崎市	○	○	成年後見等支援センター	行政	社協
	西宮市	○	○	西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター	行政	NPO
	芦屋市	○	○	芦屋市権利擁護支援センター	行政	社協・NPO
	伊丹市	○	○	伊丹市福祉権利擁護センター	行政	社協
	宝塚市	○	○	宝塚市高齢者・障害者権利擁護支援センター	行政	社会福祉法人
	川西市	○	○	川西市成年後見支援センター	行政	社協
	三田市	○	○	三田市権利擁護・成年後見支援センター	行政	社協
	猪名川町					
東播磨	明石市	○	○	明石市後見支援センター	行政	社協
	加古川市		○	加古川市成年後見支援センター	行政	社協
	西脇市	○	○	西脇市成年後見支援センター	行政	社協
	三木市		○	三木市成年後見支援センター	行政	社協
	高砂市	○	○	高砂市成年後見支援センター	行政	社協
	小野市					
	加西市					
	加東市					
	多可町					
	稲美町					
	播磨町		○	播磨町成年後見センター	行政	社協
西播磨	姫路市	○	○	姫路市成年後見支援センター	行政	社協
	相生市	○	○	西播磨成年後見支援センター	行政	たつの市社協
	赤穂市	○	○	西播磨成年後見支援センター	行政	たつの市社協
	宍粟市	○				
	たつの市	○	○	西播磨成年後見支援センター	行政	社協
	市川町	○				
	福崎町	○				
	神河町	○				
	太子町	○	○	西播磨成年後見支援センター	行政	たつの市社協
	上郡町	○	○	西播磨成年後見支援センター	行政	たつの市社協
	佐用町	○	○	西播磨成年後見支援センター	行政	たつの市社協
但馬	豊岡市					
	養父市					
	朝来市					
	香美町	○				
	新温泉町					
丹波	丹波篠山市	○	○	丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター	行政	NPO
	丹波市	○	○	丹波市権利擁護支援センター	行政	行政(一部NPO委託)
淡路	洲本市		○	権利擁護デスク	行政、社協	社協
	南あわじ市					
	淡路市	○				
市部計(神戸市含まず)		18	19			
町部計		7	4			
全県計(神戸市含まず)		25	23			
全県計(神戸市含む)		26	24			

ブロック	市町名	社協が有する権利擁護機能								
		R6.4.1								
		権利擁護相談					権利擁護支援の強化			
		広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	その他	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援	その他
神戸	神戸市	○	○	○				○	○	
阪神	尼崎市	○	○	○	○				○	
	西宮市						○		○	
	芦屋市	○	○	○	○	介護相談員、障がい者福祉施設等相談員活動	○	○	○	後見監督
	伊丹市	○	○	○	○		○		○	
	宝塚市				○	日常生活自立支援事業との連携	○		○	虐待防止委員会、身体拘束等適正化委員会の設置
	川西市	○	○	○	○				○	
	三田市	○	○	○	○				○	権利擁護実務者会議
	猪名川町		○						○	
	東播磨	明石市	○	○	○	○		○	○	○
加古川市		○	○	○	○				○	
西脇市		○	○	○	○				○	
三木市		○	○	○		後見人支援(交流会)			○	
高砂市		○	○	○	○		○		○	
小野市		○	○		○		○		○	
加西市						地域包括支援センターで権利擁護相談を受けている。			○	日常生活自立支援事業担当者と地域包括支援センター担当で連携し支援。
加東市		○	○						○	
多可町									○	
稲美町		○	○	○			○		○	
播磨町		○		○	○				○	
西播磨		姫路市	○	○	○	○			○	○
	相生市								○	
	赤穂市								○	
	宍粟市	○	○						○	
	たつの市	○	○	○	○				○	
	市川町	○	○						○	
	福崎町	○	○						○	
	神河町								○	
	太子町	○	○						○	
	上郡町		○						○	
	佐用町	○	○	○					○	
	但馬	豊岡市								○
養父市		○	○	○					○	
朝来市		○	○						○	
香美町		○	○						○	
新温泉町		○	○						○	
丹波	丹波篠山市								○	
	丹波市	○							○	
淡路	洲本市	○	○		○			○	○	
	南あわじ市		○				○		○	
	淡路市	○	○				○		○	
市部計(神戸市含まず)		20	20	13	14		9	4	28	
町部計		8	9	3	1		1	0	12	
全県計(神戸市含まず)		28	29	16	15		10	4	40	
全県計(神戸市含む)		29	30	17	15		10	5	41	

ブ ロ ッ ク	市 町 名	社協が有する権利擁護機能					
		R6.4.1					
		支援者の育成			ネットワーク形成		
		相談職 支援	成年後 見人支 援	その他	支援困 難ケース 検討会	成年後 見受任 調整	その他
神戸	神戸市	○	○				成年後見関係団体との権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を開催
阪神	尼崎市	○	○		○	○	
	西宮市	○					
	芦屋市	○	○		○	○	
	伊丹市	○	○		○	○	高齢者虐待防止ネットワーク
	宝塚市			市民後見人養成講座との連携	○		
	川西市	○	○			○	支援検討会議
	三田市	○	○		○		
	猪名川町						
東播磨	明石市	○	○		○	○	
	加古川市	○	○		○	○	
	西脇市		○		○		
	三木市	○	○				リーガルサポート兵庫との相談等の契約
	高砂市	○	○		○	○	
	小野市	○			○	○	
	加西市			地域包括支援センター研修を実施			地域包括支援センターとして実施
	加東市						
	多可町						
	稲美町	○			○	○	
	播磨町		○		○		
西播磨	姫路市	○	○			○	
	相生市					○	
	赤穂市						
	宍粟市						
	たつの市	○	○		○	○	
	市川町						
	福崎町				○		
	神河町				○		
	太子町						
	上郡町	○			○		
但馬	佐用町						
	豊岡市						
	養父市						
	朝来市	○			○		
	香美町						
丹波	新温泉町				○		
	丹波篠山市	○			○		
淡路	丹波市	○					
	洲本市	○	○		○		
	南あわじ市	○			○		
	淡路市	○			○		
市部計(神戸市含まず)		19	13		16	11	
町部計		2	1		6	1	
全県計(神戸市含まず)		21	14		22	12	
全県計(神戸市含む)		22	15		22	12	

ブ ロ ッ ク	市 町 名	社協が有する権利擁護機能					
		R6.4.1					
		社会資源の開発とシステム評価			地域住民の権利認識の向上		
		シ ス テ ム 構 築	調 査 研 究	その他	住 民 向 け 研 修	支 援 者 の 養 成	その他
神戸	神戸市			神戸市と金融機関による権利擁護にかかる連携協定において調査・研究に協力した	○	○	
阪神	尼崎市				○	○	
	西宮市						
	芦屋市	○	○		○	○	権利擁護支援人材バンク
	伊丹市	○	○		○	○	市民後見人活動支援
	宝塚市				○		権利擁護支援センター主催研修への参加
	川西市	○			○	○	
	三田市		○	行政との定例会議の開催	○	○	
	猪名川町				○		
東播磨	明石市		○		○	○	
	加古川市		○		○	○	
	西脇市		○		○	○	
	三木市			先進地視察など	○		
	高砂市	○	○		○		
	小野市				○		
	加西市				○		
	加東市						
	多可町						
	稲美町				○		
	播磨町		○		○		
西播磨	姫路市				○	○	
	相生市						
	赤穂市						
	宍粟市						
	たつの市				○	○	
	市川町						
	福崎町						
	神河町						
	太子町						
	上郡町						市民後見人修了生を生活支援員に登用
	佐用町						
但馬	豊岡市						
	養父市				○		
	朝来市						
	香美町						
	新温泉町						
丹波	丹波篠山市						
	丹波市						
淡路	洲本市	○					社協広報紙での情報提供
	南あわじ市			成年後見中核機関の整備に向けた勉強会			サロンなどで人権学習ビデオ視聴による学習会を実施
	淡路市		○				
市部計(神戸市含まず)		5	8		16	9	
町部計		0	1		3	1	
全県計(神戸市含まず)		5	9		19	10	
全県計(神戸市含む)		5	9		20	11	

11. 生活困窮者支援活動の実施状況

ブ ロ ッ ク	市 町 名	生活困窮者自立支援事業													
		R6.4.1													
		自立相談支援					住居確保給付金					就 労 準 備 支 援	家 計 改 善 支 援	一 時 生 活 支 援	学 習 支 援
		行政	社協	民間 団体	複数 主体 運営	社協 受託	行政	社協	民間 団体	複数 主体 運営	社協 受託				
神戸	神戸市	○					○					○	○	○	○
	尼崎市	○					○					○			○
阪神	西宮市				○	○			○			○	○		○
	芦屋市		○							○	○	○	○		○
	伊丹市	○					○					○	○	○	○
	宝塚市				○	○		○				○		○	○
	川西市	○					○					○	○		○
	三田市				○	○		○						○	
	猪名川町														
東播磨	明石市				○		○					○	○	○	○
	加古川市	○					○					○	○	○	○
	西脇市	○					○					○	○		
	三木市				○		○					○	○	○	○
	高砂市			○					○			○	○	○	
	小野市	○					○					○	○	○	
	加西市	○					○					○	○	○	○
	加東市				○	○	○					○		○	○
	多可町														
	稲美町														
	播磨町														
西播磨	姫路市		○					○				○	○	○	○
	相生市	○					○					○	○	○	
	赤穂市	○					○					○	○	○	
	宍粟市				○		○					○	○		○
	たつの市	○					○					○	○	○	
	市川町														
	福崎町														
	神河町														
	太子町														
	上郡町														
	佐用町														
但馬	豊岡市		○					○						○	○
	養父市	○					○					○		○	
	朝来市				○		○					○	○	○	
	香美町														
	新温泉町														
丹波	丹波篠山市	○					○							○	
	丹波市			○			○					○	○	○	
淡路	洲本市	○					○							○	
	南あわじ市		○				○							○	
	淡路市		○					○						○	
市部計(神戸市含まず)		13	5	2	8	4						22	18	22	14
町部計		※町部は県が所管し、民間団体に委託													
全県計(神戸市含まず)		13	5	2	8	4	20	5	2	1	1	22	18	22	14
全県計(神戸市含む)		14	5	2	8	4	21	5	2	1	1	23	19	23	15

ブ ロ ッ ク	市 町 名	支援調整会議	社協における制度外の生活困窮者支援活動				
		R5年度実績	R5年度実績				
		会議への 参画	物品 支援	フード パントリー等	法外 援護 資金	社会参 加・ 就労支 援	その他
神戸	神戸市	○	○			○	
阪神	尼崎市	○	○	○		○	
	西宮市	○	○	○			歳末たすけあい募金を活用し、支援団体や児童養護施設退所者に対する支援活動助成等を実施
	芦屋市	○	○	○	○	○	学用品等購入支援、七五三写真撮り、卒業・入学用制服の貸し出し、家電等ゆずりあいネットワーク
	伊丹市	○	○	○	○	○	食料品支援は、市の支援機関がフードバンク関西と協定を結び実施。共募を用いて無料食糧支援を実施。
	宝塚市	○	○	○		○	
	川西市		○	○	○		
	三田市	○	○	○	○		低所得者支援事業（修学旅行お小遣い助成事業、生活困窮者（緊急）援助事業等）、さっちゃんのまごころお福分けネットワーク等
	猪名川町		○	○	○		
東播磨	明石市		○	○			
	加古川市	○	○	○	○		
	西脇市				○		
	三木市		○	○			
	高砂市		○	○			
	小野市	○	○	○	○		
	加西市		○	○	○		
	加東市	○	○		○	○	
	多可町	○	○		○		生活困窮者支援団体の情報共有を行い、支援内容の調整会議を定例開催。
	稲美町	○	○	○	○		
西播磨	播磨町	○	○	○	○		
	姫路市	○	○				
	相生市	○	○	○		○	生活困窮者支援ネットワーク会議を開催し、個別支援を実施。福祉施設等への就労支援を実施。
	赤穂市	○	○		○		
	宍粟市		○		○		
	たつの市	○	○		○		
	市川町		○				
	福崎町		○	○	○		
	神河町	○	○		○		福祉ぶちショップの実施。毎年9～10月に余剰米を募集し、希望される生活困窮者に譲渡。
	太子町		○		○		
但馬	上郡町	○	○			○	自立相談支援機関との連携や就労先などの紹介、斡旋
	佐用町		○	○			
	豊岡市	○	○	○	○	○	
	養父市	○	○	○	○		
	朝来市	○	○	○	○	○	
丹波	香美町	○	○	○	○		
	新温泉町	○	○		○		
丹波	丹波篠山市		○	○	○		
	丹波市		○	○	○		
淡路	洲本市		○	○			
	南あわじ市	○	○	○	○		
	淡路市		○		○	○	
市部計（神戸市含まず）		17	27	21	19	9	
町部計		7	12	6	9	1	
全県計（神戸市含まず）		24	39	27	28	10	
全県計（神戸市含む）		25	40	27	28	11	

12. 在宅福祉サービスの実施状況

ブ ロ ッ ク	市 町 名	介護保険制度における介護保険サービス										障害者総合支援法に基づくサービス				制度外の在宅福祉サービス				
		R6.4.1										R6.4.1				R6.4.1				
		居 宅 介 護 支 援	訪 問 介 護	サー ビス A (基 準 緩 和)	通 所 介 護	サー ビス A (基 準 緩 和)	訪 問 看 護	訪 問 入 浴 介 護	福 祉 用 具 貸 与	小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	そ の 他	介 護 給 付	訓 練 等 給 付	地 域 生 活 支 援 事 業	相 談 支 援 事 業	配 食 ・ 給 食	家 事 援 助	ミ ニ デ イ	介 護 用 品 貸 出	福 祉 機 器 貸 出
神戸	神戸市	○			○							○		○	○					
	尼崎市	○	○	○								○		○	○	○	○			○
阪神	西宮市											○		○	○					○
	芦屋市	○	○	○	○	○	○					○		○	○					○
	伊丹市											○		○	○					○
	宝塚市	○	○	○	○		○				○	○		○	○			○		
	川西市		○	○								○	○	○	○					○
	三田市	○	○		○		○					○		○			○			○
	猪名川町		○	○	○	○						○	○	○	○	○	○			○
	明石市	○										○		○	○	○				○
東播磨	加古川市														○					○
	西脇市	○	○	○			○	○				○		○		○	○			○
	三木市	○	○	○	○	○	○					○	○	○			○			○
	高砂市	○	○	○								○		○	○					○
	小野市	○	○	○			○					○			○	○				○
	加西市	○	○									○	○	○	○	○	○			○
	加東市		○	○	○	○						○		○		○				○
	多可町	○	○	○	○	○		○				○		○	○	○	○			○
	稲美町	○	○	○	○		○			○		○		○	○	○	○			○
	播磨町	○	○		○							○	○	○		○	○			○
西播磨	姫路市	○	○		○				○			○		○						○
	相生市	○	○							○		○		○						○
	赤穂市	○	○									○		○	○	○	○			○
	宍粟市	○	○	○	○	○					○	○			○	○		○	○	○
	たつの市		○	○								○	○	○	○	○				○
	市川町	○	○					○				○			○	○			○	○
	福崎町	○	○	○	○	○						○			○	○		○		○
	神河町	○	○	○								○	○	○	○	○				○
	太子町															○			○	○
	上郡町	○	○	○								○		○		○			○	○
	佐用町	○	○		○			○				○		○		○			○	○
但馬	豊岡市	○	○	○	○	○		○		○		○		○	○	○	○		○	○
	養父市	○	○	○	○	○		○				○			○	○			○	○
	朝来市	○	○		○					○		○	○		○			○		○
	香美町	○	○	○	○	○		○			○	○			○	○			○	○
	新温泉町	○	○		○			○	○			○		○		○	○			○
丹波	丹波篠山市	○	○	○								○		○	○	○	○			○
	丹波市	○	○	○	○	○		○				○		○	○		○			○
淡路	洲本市	○	○	○	○	○						○		○	○			○		○
	南あわじ市	○	○									○		○	○					○
	淡路市	○			○	○	○		○			○	○	○	○	○	○		○	○
市部計(神戸市含まず)		22	23	16	13	9	7	4	2	3	2	27	6	23	22	13	10	4	4	27
町部計		10	11	7	8	4	1	5	1	1	1	11	3	8	7	12	5	1	5	12
全県計(神戸市含まず)		32	34	23	21	13	8	9	3	4	3	38	9	31	29	25	15	5	9	39
全県計(神戸市含む)		33	34	23	22	13	8	9	3	4	3	39	9	32	30	25	15	5	9	39

ブ ロ ッ ク	市 町 名	制度外の在宅福祉サービス				
		R6.4.1				
		移 送	実施形態	ファミ サポ	介護 ファミ サポ	その他
神戸	神戸市					若年性認知症交流カフェ ソレイユ
阪神	尼崎市			○		ホームスタート事業
	西宮市					
	芦屋市			○		
	伊丹市					
	宝塚市					生活援助等サービス(ホームヘルプサービス)
	川西市			○		
	三田市			○		
	猪名川町					
東播磨	明石市					福祉機器リサイクル
	加古川市	○	その他			
	西脇市					生活支援サポーター活動支援事業
	三木市	○	福祉有償運送	○	○	
	高砂市			○		生きがい対応型デイサービスセンター
	小野市	○	福祉有償運送	○	○	訪問理美容サービス
	加西市	○	福祉有償運送事業			生活支援サポート事業として、家事支援の一部を担っている。
	加東市	○	福祉有償運送事業		○	
	多可町	○	市町村運営有償運送の受託			買い物ツアー、福祉車貸出
	稲美町	○	行政委託事業(行政事業のみの送迎)			
	播磨町	○	福祉有償運送			
西播磨	姫路市					買物支援サービス、入退院時支援サービス
	相生市	○	その他			
	赤穂市					
	宍粟市					
	たつの市			○		暮らし支え合い事業、福祉車両貸出事業、訪問理容サービス事業、高齢者ふれあいのつどい事業
	市川町	○	福祉有償運送			
	福崎町					
	神河町	○	福祉有償運送			
	太子町	○		○	○	
	上郡町	○	福祉有償運送(年度途中まで実施、以後休止)			布団クリーニング、善意の日訪問、山上部落・買い物通院サービス
	佐用町	○	過疎地有償運送事業			福祉車両貸出事業
但馬	豊岡市					
	養父市					
	朝来市					
	香美町	○	市町村運営有償運送の受託			元気デイサービス(緩和した基準によるサービス)
	新温泉町					
丹波	丹波篠山市	○	福祉有償運送	○		
	丹波市			○		
淡路	洲本市	○	福祉有償運送			
	南あわじ市					
	淡路市	○	福祉有償運送			
市部計(神戸市含まず)		9		10	3	
町部計		9		1	1	
全県計(神戸市含まず)		18		11	4	
全県計(神戸市含む)		18		11	4	

13. 広報活動の実施状況

14. 政策提言活動の実施状況

ブロック	市町名	社協機関紙						政策提言活動									
		R5年度実績						R5年度実績									
		機関紙名	配布先	発行回数 (回)	ボランティア情報誌	その他の情報紙	SNS	提言の仕組み有	臨時実施	内容の検討方法			提言方法				
外部委員	役員会									意見聴取	首長等協議	担当課協議	書面提出	行政会議発言			
神戸	神戸市	きずなKOBÉ	市民全般	1	○		○	○				○		○			
阪神	尼崎市	社協だより	全戸	1	○	○	○										
	西宮市	しあわせ	全戸	4	○	○											
	芦屋市	社協だより	全戸	4	○	○	○										
	伊丹市	市民活動情報誌「社協だより」	社協会員、住民、地域福祉活動者	2	○	○	○		○		○			○	○	○	
	宝塚市	社協たからづか	全戸	6	○	○	○	○		○				○		○	
	川西市	社協かわにし「ぼけっと」	全戸	3	○	○	○										
	三田市	社協だより(GOOD身近なふくしの情報お届け便)	全戸	6		○	○		○		○		○	○	○		
	猪名川町	社協だより	全戸	4	○		○										
東播磨	明石市	あかしの社会福祉	住民代表・自治会回覧等	4	○	○	○										
	加古川市	社協だよりかこがわ	全戸	6			○										
	西脇市	社協だより	全戸	6	○												
	三木市	社協だより	全戸	6	○	○	○		○	○			○				
	高砂市	たかさご社協だより	全戸	12	○		○	○			○		○	○		○	
	小野市	おの社協広報紙「ふれあい」	全戸	5	○	○											
	加西市	あったかハート	全戸	6	○		○		○	○	○	○	○	○	○		
	加東市	社協だより	全戸	6		○	○										
	多可町	社協だより多可	全戸	12	○	○	○										
	稲美町	社協だより	全戸	12			○										
	播磨町	社協だより「ゆう&あい」	全戸	12	○												
西播磨	姫路市	ひめじの社協	全戸	6			○										
	相生市	社協だより「あいおいの福祉」	全戸	6			○										
	赤穂市	あこう社協だより	全戸	12			○										
	宍粟市	こんにちは！社協です！！	全戸	7	○		○	○			○		○	○	○		
	たつの市	たつの市社協だより	全戸	6		○	○										
	市川町	福祉いちかわ	全戸	6													
	福崎町	福崎町社会福祉協議会だより「さるびあ」	全戸	6		○											
	神河町	社協かみかわ	全戸	6													
	太子町	たいし社協だより	全戸	6			○										
	上郡町	上郡町社協広報「てとてとて」	全戸	6	○		○										
	佐用町	社協だより「かがやき」	全戸	12		○											
但馬	豊岡市	豊岡市社会福祉協議会 NIKO	全戸	12			○										
	養父市	養父市社協だより かけはし	全戸	12		○	○	○			○		○	○	○	○	
	朝来市	社協だよりあさご	全戸	6	○		○	○				○				○	
	香美町	香美町社協だより	全戸	12	○	○	○	○					○		○		
	新温泉町	新温泉町社協だより「ほっこりにっこり」	全戸	6			○										
丹波	丹波篠山市	社協だよりささやま	全戸	6		○	○	○			○	○	○		○		
	丹波市	ふくしほっと通信	全戸	6	○	○	○										
淡路	洲本市	社協の輪	全戸	6		○	○										
	南あわじ市	広報わかば	全戸	4	○	○	○		○			○		○			
	淡路市	地域支えあいセンター発行 すまいる	全戸(5地域×毎月)	60		○	○										
市部計(神戸市含まず)					15	19	27	6	3	3	7	4	7	8	6	5	
町部計					6	3	5	1	2	0	0	0	1	0	1	0	
全県計(神戸市含まず)					21	22	32	7	5	3	7	4	8	8	7	5	
全県計(神戸市含む)					22	22	33	8	5	3	7	5	8	9	7	5	

15. 災害対策

ブ ロ ッ ク	市 町 名	災害対策								
		R6.4.1								
		社協の平時の取り組み								
		災害時 対応マニュアル	行政との 災害VC 設置協定	事業継続計 画 (法人全体)	災害ボラン ティア養成・ 訓練	行政の防災 訓練の参加	住民等との 連携による防 災マップ作成	地域防災計 画作成への 参画	個別避難計 画作成への 参画	その他
神戸	神戸市	○	○		○			○		
阪神	尼崎市	○	○	○	○	○	○	○		
	西宮市	○	○		○	○				
	芦屋市	○			○		○		○	
	伊丹市	○			○					
	宝塚市	○		○	○	○		○	○	
	川西市	○		○	○					
	三田市	○	○		○	○	○	○	○	
	猪名川町	○	○	○	○	○				
東播磨	明石市	○	○		○	○			○	
	加古川市	○	○	○	○	○				
	西脇市	○	○	○	○	○				
	三木市	○	○			○	○	○		
	高砂市	○	○		○	○			○	
	小野市	○		○		○			○	
	加西市	○	○	○	○		○		○	
	加東市		○		○					法人連絡協議会との防災訓練の実施
	多可町	○				○	○	○	○	
	稲美町	○	○		○	○				
西播磨	播磨町	○	○	○						
	姫路市	○	○		○	○				
	相生市	○	○		○			○		
	赤穂市	○	○		○					
	宍粟市	○	○	○		○			○	
	たつの市	○			○					
	市川町	○	○		○	○			○	
	福崎町	○		○		○			○	
	神河町	○	○	○		○	○			
	太子町	○	○	○	○	○				
但馬	上郡町	○	○		○	○				地域住民を対象とした防災や減災の講座を実施。町の防災士会とも協働。
	佐用町	○	○		○		○			
	豊岡市	○	○	○	○		○			
	養父市	○	○		○	○	○		○	
	朝来市	○	○	○		○				
丹波	香美町	○	○	○		○				
	新温泉町	○	○	○		○				
	丹波篠山市	○	○	○		○	○		○	
淡路	丹波市	○	○		○	○				市内住民組織等との災害時連携ネットワークへ参加
	洲本市	○	○	○		○			○	
	南あわじ市	○	○			○			○	
	淡路市	○				○	○	○		
市部計(神戸市含まず)		27	21	12	20	19	9	6	12	
町部計		12	10	7	6	10	3	1	3	
全県計(神戸市含まず)		39	31	19	26	29	12	7	15	
全県計(神戸市含む)		40	32	19	27	29	12	8	15	

16. 組織基盤強化に向けた取組状況

ブロック	市町名	理事会・評議員会・監事監査							組織基盤強化計画		
		R6.4.1			R5年度実績				R6.4.1		
		評議員数 (〇人以上〇人以内)	理事数 (〇人以上〇人以内)	監事 (人以内)	評議員会 回数 (回)	理事会 回数 (回)	監事監査 回数 (回)	策定有	名称		策定中・策定予定
神戸	神戸市	43 ～ 49	17 ～ 20	3	4	5	1				
阪神	尼崎市	20 ～ 41	6 ～ 19	3	3	6	1	○	中期経営計画(第2期)、収支改善計画		
	西宮市	20 ～ 28	9 ～ 12	3	5	6	2				
	芦屋市	16 ～ 24	10 ～ 14	2	3	6	2	○	第8次地域福祉推進計画		
	伊丹市	25 ～ 30	13 ～ 15	2	4	8	1	○	第7次地域福祉推進計画(発展計画)		
	宝塚市	32 ～ 35	13 ～ 15	2	4	5	2	○	第7次地域福祉推進計画		
	川西市	33 ～ 40	15 ～ 20	2	3	6	1	○	第5次川西市地域福祉推進計画・地区福祉計画		
	三田市	30 ～ 40	10 ～ 15	2	3	9	2	○	三田市社会福祉協議会経営計画		
	猪名川町	14 ～ 17	7 ～ 9	2	3	9	1				
東播磨	明石市	18 ～ 21	10 ～ 13	3	4	6	1				
	加古川市	30	14	2	4	7	1				策定中
	西脇市	35	16	2	3	5	1	○	第3次西脇市地域福祉推進計画		
	三木市	15 ～ 27	6 ～ 14	2	4	7	1	○	第2次 社会福祉協議会 基盤強化計画		
	高砂市	31 ～ 35	15	2	2	7	2	○	第8次高砂市社会福祉協議会発展・強化計画		
	小野市	30 ～ 35	12 ～ 15	3	3	4	1	○	第9期小野市社協地域福祉推進計画		
	加西市	25 ～ 30	10 ～ 15	2	3	4	2				
	加東市	25 ～ 30	10 ～ 15	2	4	5	2				
	多可町	21	13	2	3	4	1	○	第4次地域福祉推進計画		
	稲美町	20 ～ 25	8 ～ 10	2	3	6	2				
西播磨	播磨町	13 ～ 20	6 ～ 12	2	3	12	1				
	姫路市	33	14	2	2	5	1	○	中期経営計画		
	相生市	18 ～ 23	10 ～ 13	2	3	4	2	○	第4次地域福祉推進計画		策定予定
	赤穂市	26 ～ 30	12 ～ 15	2	4	3	1				
	宍粟市	21 ～ 25	15	2	3	10	2				
	たつの市	38	15	2	3	5	2				
	市川町	23 ～ 28	8 ～ 12	2	3	4	1				
	福崎町	22	13	2	3	4	1	○	第4次福崎町地域福祉推進計画		
	神河町	20 ～ 25	8 ～ 10	2	3	5	2				
	太子町	19 ～ 25	9 ～ 13	1	4	6	2	○	太子町社会福祉協議会第5次地域福祉推進計画		
	上郡町	18 ～ 22	14 ～ 17	2	2	5	1				策定予定
但馬	佐用町	20 ～ 25	10 ～ 14	2	3	5	1				
	豊岡市	15 ～ 20	10 ～ 13	2	3	9	2	○	豊岡市社会福祉協議会基盤強化計画		
	養父市	15 ～ 20	9 ～ 11	2	2	9	3	○	財政健全化計画(第4期組織経営基盤計画)		
	朝来市	16 ～ 20	10 ～ 15	2	3	6	1	○	第3次朝来市地域福祉推進計画		策定予定
	香美町	20 ～ 22	10 ～ 13	2	3	12	3	○	第4次地域福祉推進計画		
丹波	新温泉町	13 ～ 17	7 ～ 9	2	2	12	2				策定中
	丹波篠山市	24 ～ 39	12 ～ 15	3	4	5	2	○	第5次地域福祉推進計画		
淡路	丹波市	20 ～ 25	10 ～ 12	3	4	6	2	○	地域福祉ビジョン		
	洲本市	16 ～ 25	10 ～ 15	2	2	4	1	○	第4次地域福祉推進計画		
	南あわじ市	20 ～ 30	10 ～ 15	3	3	7	2				
	淡路市	30 ～ 35	12 ～ 15	2	3	13	1				策定予定
市部計(神戸市含まず)								18			
町部計								4			
全県計(神戸市含まず)								22			
全県計(神戸市含む)								22			

市町名	雇用形態別				職種別														うち、行政からの出向職員	行政等への出向職員
	正規職員	非正規職員（常勤）	非正規職員（非常勤）	職員数合計	一般事業職員				経営事業職員											
					事務局長・法人運営部門	地域福祉推進部門	市民活動センター・ボランティア・利用支援部門	福祉サービス	介護保険サービス担当				障害福祉サービス担当	その他の在宅サービス事業	会館運営事業担当	その他				
									内訳											
									居宅介護支援事業	訪問介護事業	通所介護事業	その他								
神戸市	414	114	301	829	21	28	16	177	49	29	0	10	10	104	296	6	132	4	1	
尼崎市	98	48	115	261	7	48	2	42	132	43	84	0	5	1	29	0	0	1	0	
西宮市	101	188	42	331	11	20	4	38	0	0	0	0	0	70	164	15	9	6	0	
芦屋市	44	47	67	158	8	13	1	24	95	10	48	18	19	1	13	2	1	2	0	
伊丹市	47	34	50	131	7	14	5	39	0	0	0	0	0	49	1	13	3	2	3	
宝塚市	83	93	146	322	17	10	3	45	166	30	63	63	10	51	27	1	2	0	0	
川西市	91	55	57	203	11	8	2	23	25	0	25	0	0	94	39	0	1	1	0	
三田市	43	26	35	104	9	7	3	32	41	4	5	26	6	0	0	4	8	1	0	
猪名川町	20	17	48	85	4	1	2	12	38	0	7	31	0	23	3	0	2	0	0	
明石市	102	58	51	211	10	25	0	145	5	5	0	0	0	0	0	23	3	9	0	
加古川市	30	16	14	60	12	10	5	27	0	0	0	0	0	6	0	0	0	2	0	
西脇市	20	10	41	71	7	3	1	12	48	4	22	0	22	0	0	0	0	0	0	
三木市	68	79	80	227	8	3	9	21	159	22	26	82	29	27	0	0	0	1	4	
高砂市	25	51	63	139	9	6	3	56	39	7	32	0	0	11	12	0	3	0	0	
小野市	20	9	19	48	3	5	1	22	17	5	7	0	5	0	0	0	0	1	0	
加西市	21	28	32	81	5	5	5	19	18	3	15	0	0	29	0	0	0	1	0	
加東市	18	16	44	78	8	8	1	7	27	0	0	27	0	10	0	17	0	1	0	
多可町	26	4	39	69	7	6	1	4	49	4	11	19	15	1	1	0	0	0	0	
稲美町	10	14	47	71	3	1	2	7	58	4	12	9	33	0	0	0	0	1	0	
播磨町	21	14	53	88	5	3	1	21	34	3	10	21	0	14	10	0	0	1	0	
姫路市	143	32	282	457	11	23	0	56	364	59	279	15	11	0	0	0	3	0	0	
相生市	13	3	26	42	3	2	1	2	23	4	11	0	8	0	3	6	2	0	0	
赤穂市	16	2	57	75	3	9	2	7	39	4	27	0	8	9	0	1	5	0	0	
宍粟市	29	21	35	85	6	14	1	11	47	8	16	18	5	4	0	0	2	1	0	
たつの市	14	22	56	92	5	9	1	4	20	0	20	0	0	34	11	8	0	0	0	
市川町	9	1	14	24	3	0	1	0	17	1	16	0	0	1	2	0	0	0	0	
福崎町	8	18	57	83	2	3	1	4	66	7	24	35	0	0	6	0	1	2	2	
神河町	14	6	7	27	2	3	1	1	13	4	9	0	0	7	0	0	0	0	0	
太子町	10	1	12	23	4	2	2	3	0	0	0	0	0	0	12	0	0	1	0	
上郡町	5	5	15	25	2	0	1	3	16	1	14	0	1	0	0	0	3	0	0	
佐用町	29	25	50	104	5	7	1	0	58	5	10	39	4	0	33	0	0	7	0	
豊岡市	96	45	144	285	14	18	1	54	189	16	72	80	21	0	6	1	2	0	0	
養父市	32	19	72	123	6	27	1	12	75	8	28	35	4	2	0	0	0	0	0	
朝来市	25	34	42	101	4	4	1	9	53	4	13	36	0	28	0	0	2	0	0	
香美町	23	33	62	118	8	6	2	8	74	9	26	29	10	0	19	1	0	0	0	
新温泉町	21	13	21	55	4	3	1	2	44	5	7	24	8	0	1	0	0	0	0	
丹波篠山市	38	14	43	95	5	7	1	30	21	5	16	0	0	13	13	0	5	0	0	
丹波市	52	47	72	171	7	19	0	22	118	17	77	20	4	2	1	1	1	0	0	
洲本市	11	10	48	69	4	5	0	3	21	2	9	10	0	3	31	1	1	0	0	
南あわじ市	27	12	28	67	4	5	1	12	24	3	21	0	0	20	0	0	1	0	1	
淡路市	27	21	65	113	9	11	1	6	26	7	0	13	6	51	8	1	0	0	0	
合計	1,944	1,305	2,552	5,801	283	401	88	1,022	2,308	342	1,062	660	244	665	741	101	192	45	11	
合計（神戸市除く）	1,530	1,191	2,251	4,972	262	373	72	845	2,259	313	1,062	650	234	561	445	95	60	41	10	

※正規職員とはフルタイムで働いていて雇用期限のない職員、非正規常勤とは正規職員以外でフルタイムで働き、かつ労働時間が正規職員の3/4以上の職員、非正規非常勤とは非正規常勤の条件を満たさないパートや臨時職員を指す

※定年退職後の再雇用で、次に設定されている定年まで勤務できる（1年単位の更新ではない）場合は、正規職員とみなす

※兼務者の場合は、業務の按分や主な役割等を勘案して、いずれか1つの欄を選んでいる

※職員数合計には行政に出向している職員はカウントしていない

ひょうご地域福祉データ集

ひょうごの地域福祉の現況(令和 6 年度版)

令和 6 年 2 月発行

発行 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通 2 丁目 1 番 1 号
兵庫県福祉センター内
URL <https://www.hyogo-wel.or.jp/>

